

令和 8 年 4 月 23 日
「社会福祉施設法人連絡会」

災害時福祉支援等について

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉保健課

災害派遣福祉チーム (DWAT) について

- 被災地の避難所などで福祉的な視点を活かし、要配慮者の災害関連死や介護状態の重度化などの二次災害を防止し、安定的な日常生活への移行を支援する。社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員など福祉の専門職を中心に構成され、県知事により派遣される。
- 鳥取県では、平成29年1月に職能団体と災害時における応援協力に関する協定を結び体制を構築。以降、施設団体と会員職員との派遣協力に関する協定の締結、鳥取県災害福祉支援センターへの事務局設置など体制を充実し、令和7年度末で240名のチーム員が登録。
- 令和6年能登半島地震において、石川県からの要請により鳥取県DWATとして初めて被災地での活動を行った。

<DWATの活動内容>

【先遣隊】

- ・被災地の情報収集、DWAT活動拠点の設置

【支援隊】

- ・福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング
- ・避難者からの相談対応、介護を要する者への応急的な支援
- ・避難所等の環境整備
- ・福祉避難所の運営支援
- ・目的を達成するために必要と認められる活動

<鳥取県DWATチーム員数 (R7年度末時点) >

	登録者数 (人)	うち先遣隊 (人)
東部	110	8
中部	48	6
西部	78	16
その他	4	0
計	240	30

福祉の力で、
助かった命を守る。



鳥取県DWAT派遣の流れ



○県の要請に基づく派遣に係る、人件費（日当、超過勤務手当）、旅費、その他費用（消耗品、通信運搬費、借上げ料等）、保険料については県で負担。

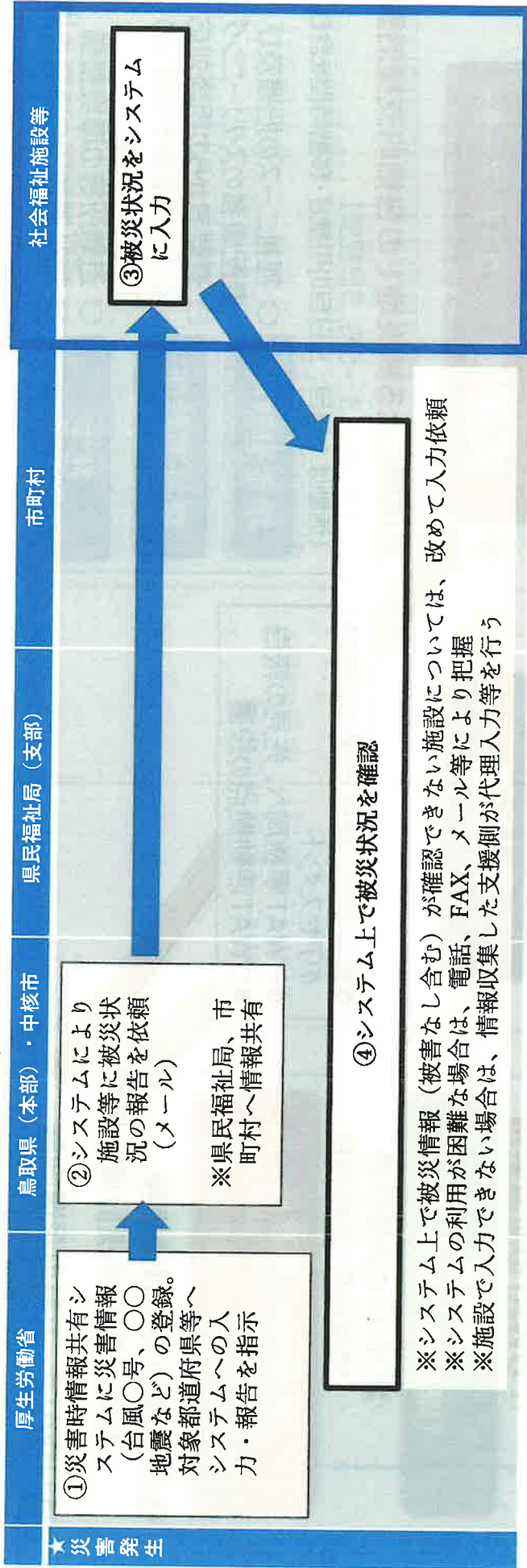
○平時においては、基礎研修をはじめ、スキルアップ研修やフォローアップ研修などチーム員の活動経験等に応じた各種研修を実施。（可能な範囲で参加いただきたい）

災害時情報共有システムについて

災害時情報共有システム

災害発生時において社会福祉施設等が被災状況を入力する厚生労働省のシステム。国・県・市町村がシステムへアクセスし一元的かつ速やかな状況把握が可能となる。

<社会福祉施設の被災状況報告 フロー図>



■緊急連絡先の情報更新・登録

・甚大な被害発生時において、緊急的に直接施設へ聞き取りする場合は、本システム内に登録いただいた緊急連絡先(携帯電話等)へ連絡をさせていただきます。新年度の情報更新または未入力の場合は登録をお願いいたします。

■R8災害想定訓練の実施

- ・実施予定日：5月25日(月)～26日(火) ※国からの正式連絡があり次第、各施設へ連絡します。
- ・実施概要：災害時と同じ流れで各施設がシステムへ被災情報を入力

○システムに関して不明点等がありましたら県各施設所管課へお問い合わせください。

障害者支援施設等：障がい福祉課、介護サービス：長寿社会課、保護施設等：孤独・孤立対策課、児童福祉施設：子ども家庭部各課

第202500290841号
第202500291303号
令和8年3月5日

各社会福祉法人理事長 様

鳥取県福祉保健部長
(公印省略)
鳥取県子ども家庭部長
(公印省略)

令和9年叙勲・褒章潜在候補者調（福祉保健部及び子ども家庭部関係）に
ついて（依頼）

日頃、本県の福祉保健行政及び子育て支援施策の推進について、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、毎年、国への推薦候補者の選考に当たり、翌年分の叙勲及び褒章潜在候補者を調査することとしています。

については、お忙しいところ恐れ入りますが、別添の推薦基準、分野別潜在候補者の把握方法及び厚生労働大臣・鳥取県知事表彰受賞者一覧を参照の上、令和9年（春・秋）分の候補者について、別記様式を作成し、令和8年4月24日（金）までに、子ども家庭福祉関係の潜在候補者は子育て王国課へ、その他の潜在候補者はささえあい福祉局福祉保健課へ提出して下さるようお願いいたします。

また、今後の推薦手続きの円滑化を図るため、現時点で推薦基準に満たない場合であっても、今後3年以内に推薦が可能となることが見込まれる者がある場合は、別紙様式により御登録くださるよう併せてお願いします。

特に、栄典授与の中期重点方針で示されている保育士、介護職員等の少子高齢社会を支える業務において長年にわたり功績を上げた者（叙勲二類、黄綬褒章該当者）について、潜在候補者を積極的に掘り起こしていただきますようお願いいたします。

問い合わせ・提出先
〒680-8570
鳥取市東町一丁目220番地
(福祉保健部関係)
ささえあい福祉局福祉保健課総務担当 加賀田
電話 0857-26-7141
ファクシミリ 0857-26-8116
電子メール kagatas@pref.tottori.lg.jp
(子ども家庭部関係)
子育て王国課総務担当 佐々木
電話 0857-26-7192
ファクシミリ 0857-26-7863
電子メール sasakin@pref.tottori.lg.jp

叙勲・褒章候補者の推薦基準
(福祉保健部及び子ども家庭部関係)

【叙勲Ⅰ類】

表彰区分	候補者の推薦基準			
叙勲Ⅰ類 (70歳以上) 春・秋 各2名	団体役員	団体名	役職名	従事年数
		医師会 歯科医師会	県の理事以上 市郡の理事以上(会員20人以上)	10年以上 15年以上
		薬剤師会	県の理事以上 市郡の理事以上(会員100人以上)	10年以上 20年以上
		厚生関係の叙勲上の評価 対象となっている団体 (別表1のア参照)	県の理事以上(原則、副会長以上を1年以上経験した者) ※市郡レベルの理事(市郡レベルの理事がない団体の場合は県の理事)以上が、20年以上あることが必要 ※会員おおむね20人以上、予算額おおむね50万円以上	県の理事以上を10年以上、かつ、市郡レベルの理事以上20年以上
		※市郡の理事以上の従事年数が不足の場合に、県の理事以上の従事年数を加えて基準を満たすことは可能		
		病院長(市立・民間病院)	医療従事年数30年以上の者、かつ、院長歴10年以上の者 院長歴のうち10年間の病床数が100床以上	
		介護老人保健施設の管理者	管理者歴20年以上の者 管理者歴のうち20年間の入所定員数が100人以上	
	開業助産師	分娩助産実績40年以上、かつ、助産師会の県の役員又は市郡レベルの会長歴のある者		
	民生・児童委員	従事年数30年以上の者、かつ、地区又は町村の民生委員協議会の会長、副会長又は市郡レベルの社会福祉協議会の理事等の役員歴のある者 ※1年以上の役員歴が必要であり、役員は現職、元職は問わない。		
	社会福祉施設の長(社会福祉法第2条に定める施設長)	第1種社会福祉施設20年以上、第2種社会福祉施設25年以上		
(子ども家庭庁) 春・秋 各1名	幼保連携型認定 こども園の園長 (現職又は最終職) ※改正認定こども園法に基づき平成27年4月1日以降に幼保連携型認定こども園となったものに限る。	認可保育所から幼保連携型認定こども園となった施設	保育所及び旧幼保連携型認定こども園(平成27年3月31日までに設置されたもの)の園長並びに幼保連携型認定こども園の園長を通算して25年以上従事した者	
		幼稚園から幼保連携型認定こども園となった施設	公立	公立の幼稚園及び旧幼保連携型認定こども園の園長並びに幼保連携型認定こども園の園長として従事し、教育従事年数30年以上、かつ、教育現場歴20年以上の者
		私立	幼稚園及び旧幼保連携型認定こども園の園長並びに幼保連携型認定こども園の園長を通算して10年以上従事し、教育従事年数30年以上、うち私立学校関係従事年数おおむね20年以上の者 ※教育関係での大臣表彰又は知事表彰受賞者	

【叙勲Ⅱ類】

表彰区分	候補者の推薦基準			
叙勲Ⅱ類 (55歳以上) 春・秋 各2名	分野	勤務箇所	職務	従事年数
	精神的肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者	(1) 結核療養所、精神療養所、感染症指定医療機関（伝染病又は一般病院の伝染病棟）、若しくは精神科病棟	看護師（准看護師含む） 看護助手、消毒夫、清掃夫（病棟の清掃に従事する者に限る。）、洗濯夫（病原体が付着した疑いのある物件の洗濯に従事する者に限る。）、マッサージ指圧師、理学・作業療法技術職員又はケース・ワーカー	20年以上 25年以上
		(2) 病院、療養所、研究所等	臨床・衛生検査技師、診療放射線技師又はこれらの助手	20年以上
		(3) 知的障害児(者)施設、肢体不自由児(者)施設、児童自立支援施設、救護施設、重症心身障害児(者)施設(病棟)、進行性筋萎縮症児施設(病棟)又は特別養護老人ホーム	入所児(者)と起居を共にし、日常生活の介護指導を行う保育士、介護職員、寮母、指導員等、看護師（准看護師含む）、看護助手、マッサージ指圧師又は理学・作業療法技術職員 洗濯夫	20年以上 25年以上
	人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者	(4) 児童養護施設、盲ろうあ児(者)施設、養護老人ホーム等の入所施設たる社会福祉施設で(3)以外のもの	入所者(児)と起居を共にし、日常生活の介護・指導を行う保育士、介護職員、寮母、指導員等	20年以上
		(5) 山間へき地(注1)に所在する医療施設又は社会福祉施設((3)及び(4)に掲げる者を除く。)	医師、歯科医師、保育士 看護師	25年以上 30年以上
		(6) 山間へき地の町村	保健師、助産師	20年以上
		(7) 保育所	保育士	25年以上
		(8) 国又は医療法第31条に規定する公的医療機関、若しくはこれに準ずる一般病院((1)に掲げるものを除く。)	看護師(昼間勤務のみのものを除く。) 200床以上の病院で看護師長以上の経歴を有する者	30年以上(注2) 25年以上
	上記以外の者	老人居宅生活支援事業(別表2参照)を行う事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、訪問入浴介護事業所又は障害福祉サービス事業等(別紙参照)を行う事業所に勤務した介護職員等		20年以上

(注1) へき地…診療圏内等に辺地度数100点以上に該当する地区を含む程度の地域

勤務箇所が山間へき地の従事年数に加えて、月2日以上へき地で従事していることが必要

(注2) 准看護師も対象となるが、准看護師の経歴年数は1/2として換算

【緑綬褒章】

表彰区分	候補者の推薦基準			
<p>緑綬褒章 (原則現職 (なお、元職の者を推薦する場合は「優れた実績」をあげた候補者で職を辞してから概ね1年程度を経過していない者。)、年齢要件なし)</p> <p>1名</p>	活動種別	推薦目安		表彰歴
	点訳奉仕活動 (点訳作業)	個人	10年以上にわたり点訳奉仕活動に従事し、点訳総頁数が5万頁(自立更生者にあつては3万5千頁)以上の実績を有し、点訳奉仕活動に現在も従事していること。	点訳奉仕活動 功労大臣表彰又は県知事表彰受賞者
	朗読奉仕活動 (音訳・音訳校正作業)	団体	20年以上引き続いて点訳奉仕活動を行い、この間の点訳総頁数に対する会員1人当たりの点訳頁数が3万5千頁以上の実績を有していること。(会員数は協議時のものとする。)	
	朗読奉仕活動 (音訳・音訳校正作業)	個人	20年以上引き続いて朗読奉仕活動を行っており、録音成果物の合計時間が1,000時間以上あり、朗読奉仕活動に現在も従事していること。	朗読奉仕活動 功労大臣表彰又は県知事表彰受賞者
	手話奉仕活動 (聴覚障がい者の社会参加促進を目的とした交流会の企画・運営、無料・自由参加形式の手話普及活動等)	個人	各ボランティア活動に現在も従事し、直近25年間にわたりボランティア活動に年12回以上(原則として月1回以上)従事した年がおおむね20年以上あること、又は10年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事していること。 ※食生活改善推進員の場合は、上記に加え以下の要件が必要 ・各道府県食生活改善推進員協議会の会長又は副会長歴を有する者	
	社会福祉施設等奉仕活動 (各種社会福祉施設での入所者介助、洗濯物たたみ、散髪、清掃、除雪、民芸指導等)	団体	各ボランティア活動を現在も行っており、20年以上引き続いて月1回以上のボランティア活動を行っていること。 ※食生活改善推進員の場合は、個人のみ	ボランティア活動 功労大臣表彰又は県知事表彰受賞者 ※食生活改善推進員の場合は、大臣表彰受賞者のみ
在宅福祉等奉仕活動 (独居高齢者等への家事援助、外出支援、友愛訪問、洗濯物たたみ、散髪、清掃、除雪、食事サービス等)	各ボランティア活動を現在も行っており、20年以上引き続いて月1回以上のボランティア活動を行っていること。 ※食生活改善推進員の場合は、個人のみ			
その他 (演奏奉仕、読み聞かせ、地域パトロール、ふれあいサロン、地域交流支援(高齢者・障がい者との交流)、食生活改善等)				

【黄綬褒章】

表彰区分	候補者の推薦基準			
黄綬褒章 (原則現職 (なお、元 職の者を推 薦する場合 は「優れた 実績」をあ げた候補者 で職を辞し てから概ね 1年程度を 経過してい ない者。)、 年齢要件な し) 1名	功労内容	表彰歴	代表例	備考
	1 業務歴20年以上で民衆の模範と認められる者	大臣表彰又は県知事表彰受章者 大臣表彰歴のある者で次の要件をいずれも満たす者 ・身体障害者福祉法施行規則別表第5号による2級以上(視覚障害者は1級以上) ・障がい克服し、社会生活を営んでいる者	マッサージ、指圧師 (一般病院勤務者) 業務に一貫性があれば 業種は問わない	
	2 労苦の多い分野の業務に20年以上従事した者 (1) 感染症、精神病院において従事する看護師、看護助手等又は清掃作業の従事者	大臣表彰又は県知事表彰受章者	○業務歴20年以上 看護師(准看護師含む)、看護助手、消毒手、運転手、清掃作業員	
	(2) へき地、辺地に勤務する助産師、看護師	大臣表彰又は県知事表彰受章者へき地度100点以上	助産師(開業及び勤務)、看護師(准看護師含む)、看護助手	
	(3) 社会福祉施設に勤務し、入所者と直接接することを本務とする保育士、指導員等	大臣表彰又は県知事表彰受章者	特別養護老人ホーム寮母、職業指導員、生活支援員、看護師(准看護師含む)、保育所保育士	
	(4) ホームヘルパーとして派遣対象者と直接接することを本務とする職員	大臣表彰受章者 現職者であって継続して勤務している者	社会福祉協議会常時勤務のホームヘルパー	

※既に春秋叙勲の基準年齢(Ⅱ類55歳)に達し、春秋叙勲の推薦基準を満たす者については、原則として春秋叙勲として推薦すること。

【藍綬褒章】

表彰区分	候補者の推薦基準		
藍綬褒章 (原則現職 (なお、元 職の者を推 薦する場合 は「優れた 事績」をあ げた候補者 で職を辞し てから概ね 1年程度、 民生・児童 委員につい ては3年を 経過してい ない者。)、 年齢要件な し) 1名	功労内容	表彰歴	従事年数
	民生・児童委員	民生委員功労大臣表彰受 章者	20年以上
	社会福祉施設の長 (社会福祉法第2条に定める施設長)		15年以上
	へき地医師	知事表彰又は大臣表彰受 章者	15年以上
	公的医療機関等の病院長(病床数100床以上) 又は社会福祉法第2条第3項第9号に定める事業 を行う病院長若しくは診療所長		3年以上 (医療従事年数15年 以上)
	社会福祉法人を運営する者で、次の1～4の全てを満たす者 1 社会福祉法人の理事長 2 社会福祉法人を設立した者 3 理事長として概ね15年以上在任した者 4 次の要件のいずれかに該当する者 ①多数(2施設以上)の社会福祉施設を開設したこと。(社会福祉法第2条に定める社会福祉 事業を多数にわたり実施(受託を含む)したことを含む。) ②実質的な施設長として現場業務に従事したこと。(この場合、名義上の施設長は対象としな い) ③医師として当該施設における医療業務に従事したこと。(病院長、医師会役員等として叙勲 又は褒章の対象となり得る者を除く) ④その他、社会福祉法人運営上、顕著な功績を有すること。		
	○ 団体役員(褒章の評価対象となっている団体)(別表1のア及びイ参照)で、次の1～3のい ずれかに該当する者 1 全国団体の役員歴10年以上、かつ、その内、次の①、②いずれかに該当する者 ①全国の会長又は理事長歴を有する者 ②全国の副会長又は副理事長歴3年以上 2 都道府県団体の役員歴15年以上、かつ、その内、次の①、②いずれかに該当する者 ①都道府県の会長又は理事長歴3年以上 ②都道府県の副会長又は副理事長歴5年以上、かつ、その内、会長又は理事長歴1年以上 3 全国団体の専務理事又は常務理事で専従役員歴10年以上の者 ○ その他一部の団体役員(別表1のウ参照)については、市郡の理事歴以上15年以上、かつ、 県の理事歴以上3年以上の経歴を有する者		
(子ども家庭庁) 春・秋 各1名	幼保連携型認定こども園の園長 (現職又は最終職) ※改正認定こども園法に基づき平成 27年4月1日以降に幼保連携型認 定こども園となったものに限る。	認可保育所から幼保 連携型認定こども園 となった施設	保育所及び旧幼保連携型こども園 (平成27年3月31日までに設置され たもの)の園長並びに幼保連携型認 定こども園の園長を通算して15年 以上従事した者

<別表1>

表彰区分	評価対象となっている団体
叙勲Ⅰ類 藍綬褒章	ア 団体役員（厚生関係の叙勲及び褒章上の評価対象となっている団体） ・看護協会（日本看護協会の県団体） ・医薬品配置協会（全国配置薬協会の県団体） ・医薬品卸業協会（全日本医薬品登録販売者協会の県団体） ・助産師会（日本助産師会の県団体） ・栄養士会（日本栄養士会の県団体） ・老人クラブ連合会（全国老人クラブ連合会の県団体） ・遺族会（日本遺族会の県団体） ・社会福祉協議会 ・身体障害者福祉協会（身体障害者団体連合会の県団体） ・聴覚障害者協会（全日本ろうあ連盟の県団体） ・視覚障害者福祉協会（日本視覚障害者団体連合の県団体） ・肢体不自由児協会（日本肢体不自由児協会の県団体） ・知的障害者福祉協会（日本知的障害者福祉協会の県団体） ・手をつなぐ育成会（全国手をつなぐ育成会連合会の県団体） ・里親会（全国里親会の県団体）
藍綬褒章	イ 団体役員（褒章の評価対象となっている団体） ・医師会、歯科医師会、薬剤師会 ウ その他一部の団体役員（褒章の評価対象となっている団体） ・医師会、歯科医師会、薬剤師会 ・遺族会（日本遺族会の県団体） ・社会福祉協議会 ・身体障害者福祉協会（身体障害者団体連合会の県団体） ・赤十字奉仕団

※対象となる上記以外の団体の該当の有無については、別途お問い合わせください。

<別表2>

表彰区分	上記以外の者に係る対象事業
叙勲Ⅱ類	○老人居宅生活支援事業 ※老人福祉法に基づく、要援護高齢者の居宅生活を支援する下記6つの事業の総称 1 老人居宅介護等事業（訪問介護、夜間対応型訪問介護） 2 老人デイサービス事業（通所介護、認知症対応型通所介護） 3 老人短期入所事業（短期入所生活介護） 4 小規模多機能型居宅介護事業（小規模多機能型居宅介護） 5 認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護） 6 複合型サービス福祉事業（看護小規模多機能型居宅介護） ○障害福祉サービス事業等 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、障がい者または障がい児の生活を支援する下記4つの事業（障害者支援施設及び障害児入所施設における支援を除く。）の総称。叙勲Ⅱ類（3）（4）と一部重複あり 1 障害福祉サービス事業 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療護介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助 2 児童発達支援センター 3 障害児通所支援事業（児童発達支援センターによる支援を除く。） 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 4 相談支援事業 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

令和 8 年度社会福祉施設経営法人連絡会

ささえあい福祉局
孤独・孤立対策課

令和 8 年 4 月 2 3 日

令和8年4月23日
「社会福祉施設法人連絡会」

鳥取県の孤独・孤立対策について

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」により、ヤングケアラー、老々介護、8050問題をはじめとする課題について、地域の絆を活かして対策を行い、孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくる(R5.1.1施行)

本人及び家族・援助者の支援に一体的に取り組む条例は

全国初

以下について、県・市町村・関係団体等の役割として規定すること等により推進

- 県民、行政、事業者、関係機関等相互のネットワークの強化
- 個人情報情報の活用
- 包括的な支援、制度の狭間の方への対応の充実
- 支援、相談等を担う人材の育成・確保
- 必要な各種施策の推進

ヤングケアラー



ひきこもり



老々介護



産後うつ



援助を必要とする方、それらの人を援助する身近な方で、孤独・孤立の状態にある方

具体的な施策

- ひきこもり 地域全体でひきこもりに対する正しい理解を深め、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援。
- ヤングケアラー 令和3年度から、児童相談所やLINEでの相談をスタート。オンラインサロンの設置や電話相談体制、SNS上の集いの場の設置など、支援体制を順次拡大。
- 再犯防止・更生保護 第2期「鳥取県再犯防止推進計画」を令和5年4月に策定。多くの関係機関や地域と連携し、罪を犯した人が孤立することなく、再び地域社会で生活できる環境を整備。
- 重層的支援体制整備等の市町村支援 地域住民に対する包括的な支援体制の構築を市町村が円滑に実施できるよう財政面・人材育成等の支援を継続。

県内でも、ひきこもり(685人・H30調査、863人・R6調査)、ヤングケアラー(小5 1.8%、中2 2.0%、高2 3.2%・R3調査、39人・R6調査)、令和4年に実施したアンケートでも孤独・孤立を感じる方が4割程度おり(特に若年層が高い)、孤独・孤立は喫緊の課題。

「孤独・孤立」に係る相談援助に関するアンケートの概要

実施期間

令和8年1月23日～2月2日

対象

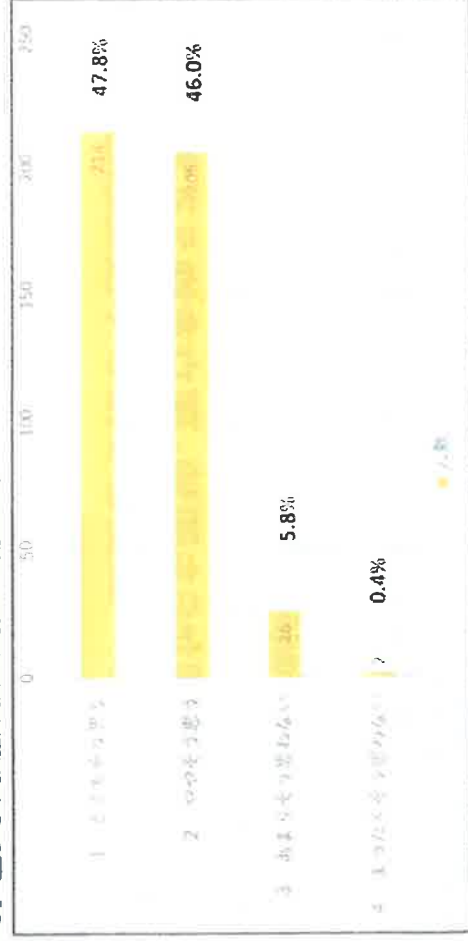
県政参画電子アンケート会員734名
回答数448名(回答率61.0%)

概要

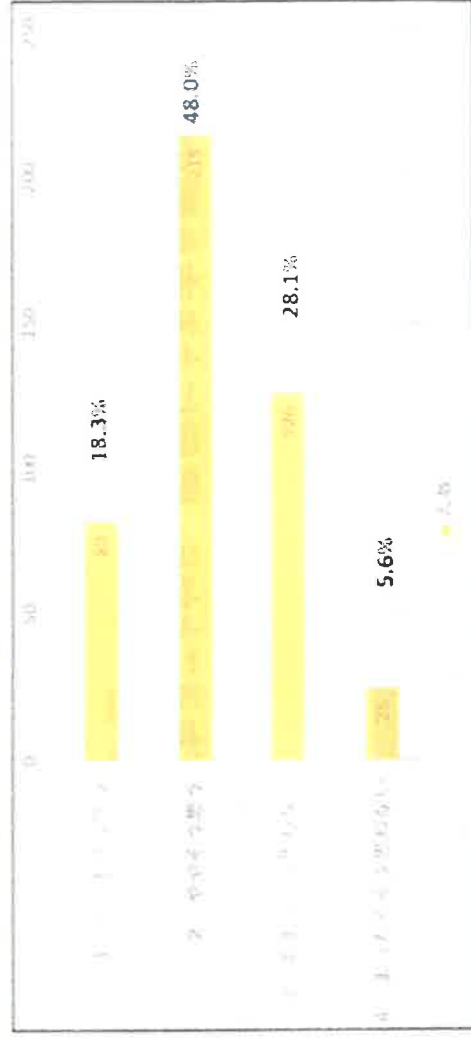
「望まない孤独・孤立は誰にも訪れる」では、「とてもそう思う」と「ややそう思う」の合計は93.8%となり、孤独・孤立の問題が身近なものとして認識されつつある。一方で、「悩みを抱えた時、どのようにサポートを求めてよいかわからない」では、「とてもそう思う」と「ややそう思う」の合計は66.3%となり、悩みを抱えた場合の相談支援がわからない状況となっている。

➤ 市町村による包括的な支援体制（重層的支援体制整備）の推進を支援するとともに、県としても、地域住民、民間団体と連携した孤独・孤立対策を推進。

【問2-5】望まない孤独や孤立は誰にも訪れる。



【問3-2】悩みを抱えた時、どのようにサポートを求めてよいかわからない。



「とっとり孤独・孤立サポーター」の概要

サポーター創設の経緯

当事者等の抱える孤独・孤立に係る悩み等については、支援機関につなげて解決することばかりではなく、当事者本人や支援機関からも孤独・孤立を抱える方への伴走支援を求め声があることから、県民による支え愛の仕組みとして、サポーター制度を令和6年度に創設。令和7年度末：121名

サポーターに期待する役割

- 自らの地域において、孤立状態にありながら行政や支援機関が把握していない人を見つけ出し、支援につなぐ。
- 支援につなぐ際には、可能な限り対象者と支援機関の間に立ち、家庭訪問や日頃の声かけなど、信頼関係を築きながら、地域における関わりづくり、見守りや伴走支援を継続する。

令和8年度養成研修

4
共通研修：7月13日（月）9：15～11：25 会場：米子コンベンションセンター ※参加申込者は録画視聴可
対人援助研修：8月6日（木）9：30～16：00 会場：米子コンベンションセンター ※東部・中部会場あり

サポーターの支援イメージ



市町村の支援窓口のみならず、判断に困るケースなどについては、県の設置している「生活困りごと相談窓口」で、支援機関への案内・つなぎ等を行う。また、県関係機関と孤独・孤立に関する事例を共有。

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要

○プラットフォームの概要

孤独・孤立の問題については、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、NPO法人や社会福祉法人等の支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体で取組を推進するための活動基盤。

■主な活動内容

- 孤独・孤立対策に関する広報活動
- 孤独・孤立対策に取り組み構成機関間の交流(情報共有を含む)
- 課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動 など

▶令和6年4月1日から募集を開始した「一般会員団体」には43団体(R8.4.22現在)が加入。
一般団体として参画いただけの団体への声かけをお願いします。

※会員団体による孤独・孤立対策に関する広報・交流活動(啓発チラシ、研修会等)には県から補助あり
(補助率:補助対象経費の2/3・補助交付額:1団体上限30万円(県交付上限20万円))

5

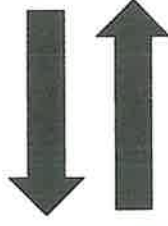
とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

プラットフォーム会議

幹事団体

- 1 PF活動の「企画」「検証」
- 2 PF活動の「周知・発信」
- 3 県の孤独・孤立施策への提言
- 4 規定や幹事団体の決定
- 5 法15条に定める「孤独・孤立対策地域協議会」

PF会議が中心と
なって企画した
PFの取組への参
加を呼びかけ



PFの取組への参加

一般団体

こども食堂、再犯防止、
福祉団体、ピアサポート
団体など幅広い支援機
関を公募

【一般団体の機能】

- 1 連携した相談・支援の提供
- 2 連携事業の実施やフォーラムへの参加
- 3 分野横断的な情報共有
- 4 広報・交流活動の実施
- 5 市町村重層事業への参画

※県孤独・孤立対策課が事務局となり、PF全体の運営・企画、一般団体の募集を実施。

プラットフォームを活用した「つながりづくり」事業

■プラットフォームワークショップ

孤独・孤立に関わる取組を行っている団体同士の横のつながりを作り、相談支援の好事例の展開や顔の見える関係作りを目的としてワークショップを開催。

▶プラットフォーム会員団体の拡大のため、会員団体以外の団体も参加可能ですので、団体への周知をお願いします。

<令和7年度>

- ・日時 令和7年10月9日(木) 15:00-17:00 場所 エキパル倉吉
- ・参加団体 29名(24団体)
- ・トークセッション ゲスト3名に登壇いただき、トークセッション
- ・ワールドカフェ テーブルに分かれて、プラットフォームでやりたいこと、あったらいいなどグループ討議

- ・日時 令和8年1月28日(水) 15:00-17:00 場所 倉吉未来中心

- ・参加団体 27名(23団体)

- ・フィッシュボール ゲストとの対話を深める座談会を実施

- ・マグネットテーブル テーマ別にテーブルに分かれグループトーク

知る、つながる、ほげり合う。
福祉をひらくワークショップ 2025

2025年
10月9日 木 15:00 エキパル倉吉 春日のホール
15:00 Eki-pal Kurayama Spring Hall

2024年
1月28日 水 15:00 エースハック未来中心 トーナメントホール
15:00 E-Share Future Center Tournament Hall



地域のきずな推進支援事業の概要

■地域のきずな推進支援事業(身寄りのない方への支援事業)

・少子高齢化、核家族化等の社会状況の変化に伴う単身世帯の増加とともに、身寄りのない方への支援が必要となってきており、市町村において苦慮するケースが課題となっている。今後、増加が見込まれる身寄りのない方が、これまでどおり住み慣れた地域・故郷において安心して生活していけるようにするため、専門家・関係団体の知見や地域住民の支え合い・つながり等を活用して、市町村による身寄りのない方を支える地域づくりに支援体制を推進していく。

①「身寄りのない方への支援」ワーキンググループ

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにワーキンググループ(WG)を設置して、身寄りのない方への支援策を検討。

【メンバー】法律関係団体、権利擁護団体、介護関係・介護施設団体、病院、市町村、県関係部局等

【議題案】身寄りのない方の身元保証(入院・入所手続・緊急連絡先等)、財産管理、死後事務等の支援【スケジュール案】



	開催時期	議題等
第1回	5月	身寄りのない方への支援の現状・課題を踏まえての意見交換
第2回	6月～7月	第1回の意見の整理、具体的な支援策の検討
第3回	7月～8月	第2回の議論を踏まえた具体的な支援策の検討
第4回	8月～9月	身寄りのない方への支援策のとりまとめ

②市町村による身寄りのない方への支援体制整備事業

市町村(圏域)における身寄りのない方等の困りごと・問題の予防や支援・解決につながるモデル的・試行的な仕組みづくり・取組を支援する。(補助金:500千円(定額)、圏域の取組の場合は1,000千円(定額))

【参考】重層的支援体制整備事業

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(※)一つの世帯に複数の課題が重複している状態(高齢世帯が、金融と介護のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(二人暮らしなど)

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

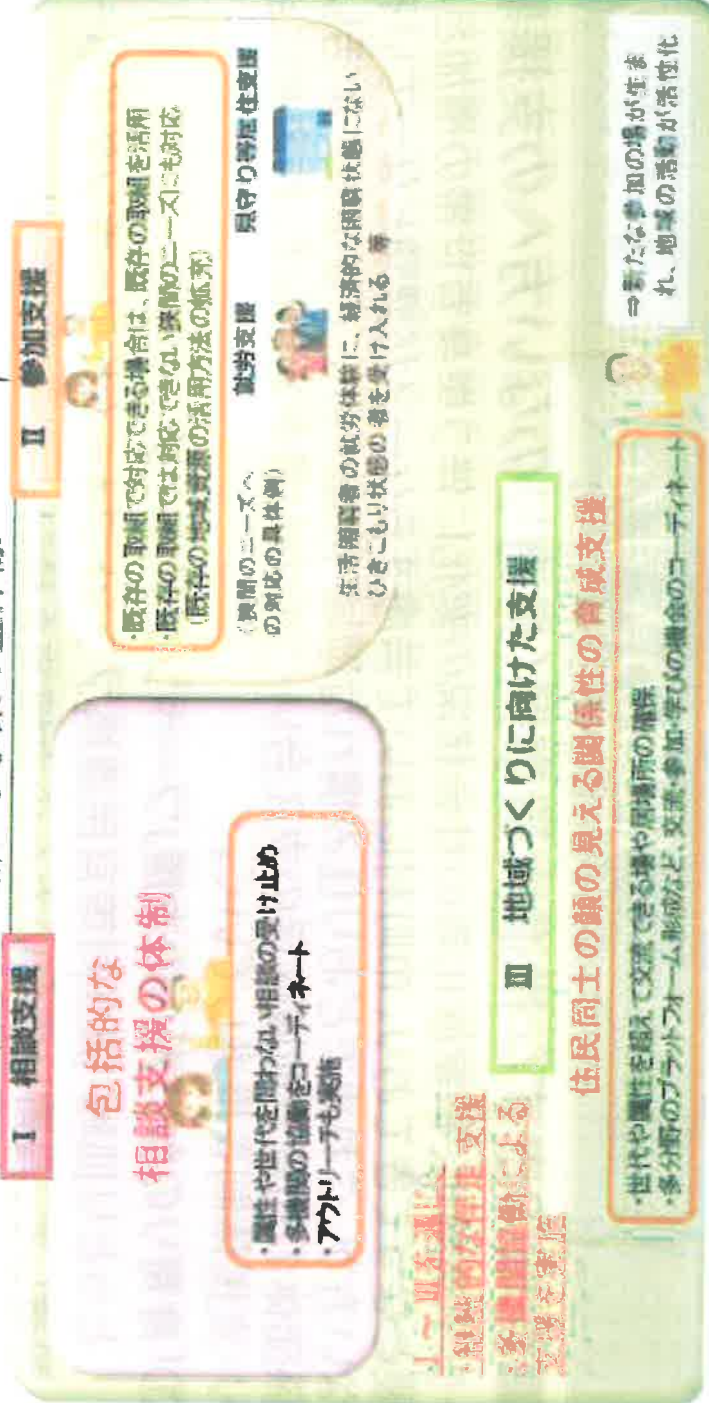
○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

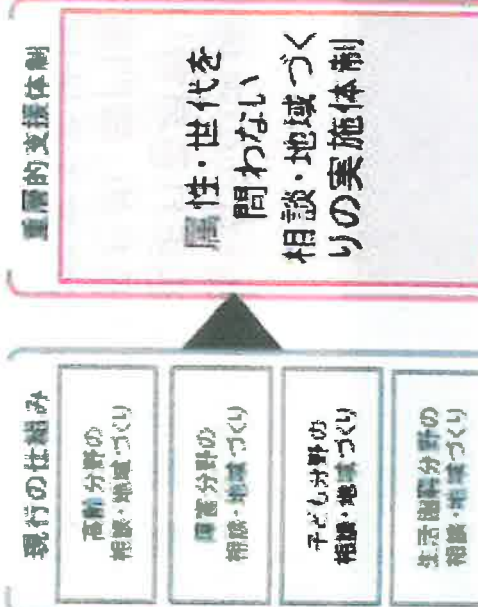
令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困難の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



令和8年度社会福祉施設経営法人連絡会

ささえあい福祉局
福祉監査指導課

令和8年4月23日

1 社会福祉法人指導監査の概要

(1) 直近3年間（令和5年度から令和7年度まで）の社会福祉法人指導監査の概要について

ア 令和7年度については、通常の実施周期により監査を実施しました。

イ 令和8年度の監査予定実施法人については実施計画を策定中ですが、対象となった法人は御協力をお願いします。

ウ 直近3年間の監査実施法人数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
監査実施法人数	44	30	21
文書指摘数	188	108	97
(うち運営管理に係る指摘数)	104	43	56
(うち会計管理に係る指摘数)	84	65	41
口頭指摘数	217	109	62
指摘数計（文書指摘数+口頭指摘数）	405	217	159

(2) 令和7年度社会福祉法人指導監査の文書指摘状況について

ア 文書指摘の状況

文書指摘 97件 (運営管理について 56件、会計管理について 41件)

イ 主な文書指摘の内容

(ア) 運営管理について

評議員、役員(理事及び監事)に関する指摘(28件 13法人 72.2%)
<ul style="list-style-type: none">・評議員及び役員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない。・理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。・理事及び監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会において定める必要があるが、貴法人の役員等の報酬に関する規程では、理事の総額の範囲と監事の総額の範囲を分けているか確認できなかった。

理事会、評議員会に関する指摘(25件 12法人 66.6%)
<ul style="list-style-type: none">・法人と理事との間の利益相反取引について、理事会の承認を受けていないものがあった。・評議員会を招集する場合は、評議員会の日1週間(中7日間)以上前までに各評議員に対して通知を発しなければならぬところ、1週間(中7日間)以上前までに通知を発していない。・理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行についての報告を理事会に報告すべきところ、報告したことが議事録で確認できなかった。

その他に関する指摘(3件3法人 16.6%)
<ul style="list-style-type: none">・理事長の変更(重任)登記及び資産総額の登記が行われていなかった。

(イ) 会計管理について

計算書類等に関する指摘(15件10法人 55.5%)
<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額と大きく乖離している科目があった。・計算書類の注記に記載されている当期末残高が貸借対照表と一致していない。・資金収支計算書と事業活動計算書の受取利息配当金収入(収益)の金額が一致していない。

会計処理に関する指摘(4件2法人 11.1%)
<ul style="list-style-type: none">・ケアハウスサービス区分の当期末支払資金残高が、運営事業収入(措置費)の30%を超えていた。・ケアハウスサービス区分から他サービス区分へのサービス区分間貸付が年度内に補填されていない。

※上記は、いずれも口頭指摘を行ったが未改善のため文書指摘とした事項。

附属明細書に関する指摘(9件7法人 38.8%)
<ul style="list-style-type: none">・様式に従って作成されていない附属明細書があった。・勘定科目について、計算書類と附属明細書において名称が統一されていないものがあった。・資金収支計算書と金額が一致していない。

その他会計管理に関する指摘（13件6法人 33.3%^d）

- ・事業活動計算書について、当期末繰越活動増減差額に積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた範囲内で積立が可能であるにもかかわらず、余剰の範囲を超えて人件費積立金積立額が積み立てられていた。
- ・契約事務について、経理規程に基づき処理されていないものがあった。

2 現況報告書等の早期届出のお願い

現況報告書、社会福祉充実残高算定シート及び計算書類等（以下「現況報告書等」という。）については、毎年6月30日までに、財務諸表等電子開示システムを利用して所轄庁に届出を行っていただくこととなっています。

所轄庁が9月末日までに現況報告書等の確認・審査を終えることができるよう、期限内の早期届出について御協力をお願いします。

※毎年、システム登録内容に多数の不備が見受けられます。

届出に当たっては、法人内での点検を十分に行っていただきますよう、併せて御協力をお願いします。

<不備の例>

- ・理事会承認を受けた計算書類とシステムに登録された計算書類が一致しない。
- ・計算書類間や計算書類と附属明細書又は注記間で一致しない。
- ・改選がないのに、役員や評議員の氏名が役員等名簿と一致しない。

3 鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業活用のお願い

(1) 活用により期待される効果について

次のような効果が期待されます。是非、福祉・保健サービス評価事業（第三者評価事業）の積極的な活用を御検討ください。

ア 福祉サービスの質の向上

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることをその第一目的としています。

また、第三者評価を受審する過程において、福祉サービス提供事業者は以下の効果が期待できます。

- (ア) 現在提供しているサービスについて、意欲的に取り組んでいるところ、改善すべきところが明らかになります。
- (イ) サービスの質の向上に向けて、具体的目標を設定して取り組むことができます。自己評価等を通じて職員の気付きを促すとともに、改善意欲の醸成及び課題の共有化を図れます。
- (ウ) 利用者調査において、利用者が「ためらい」や「あきらめ」により事業者に伝えることができている本音を確認できる場合があることから、利用者本位の福祉の実現を図れます。

イ 利用者・家族等への情報提供

福祉サービス提供事業者の第三者評価結果が公表されることにより、結果として、利用者の適切なサービス選択のための有効な情報を提供することができます。

また、利用者や家族等へ、以下のように事業者の姿勢をアピールすることができ、信頼の獲得と向上に繋がります。

- (ア) サービスの質の向上に向け、積極的に取り組んでいる姿勢を示すことができます。
- (イ) 継続して受審することにより、事業所の新しい取り組み等の情報を提供できます。

(2) 評価調査者養成研修受講について

近年、本県で活動されている評価調査者数は高齢化等を背景に減少傾向にあり、今後、第三者評価事業の積極的な展開を図っていく上では新規評価調査者の育成・確保が欠かせません。

そこで、福祉サービス第三者評価に係る新規評価調査者の育成・確保に向けて、毎年実施している養成研修について、昨年度から開催案内を各社会福祉法人にも直接メールで送信させてもらうこととしました。

研修の受講は、評価調査者希望者だけではなく、各事務所で福祉サービスの質の向上に取り組んでおられる方やそういった取組に関心があるといった方なども大歓迎です。是非、各社職員の当該養成研修の受講を前向きに御検討ください。

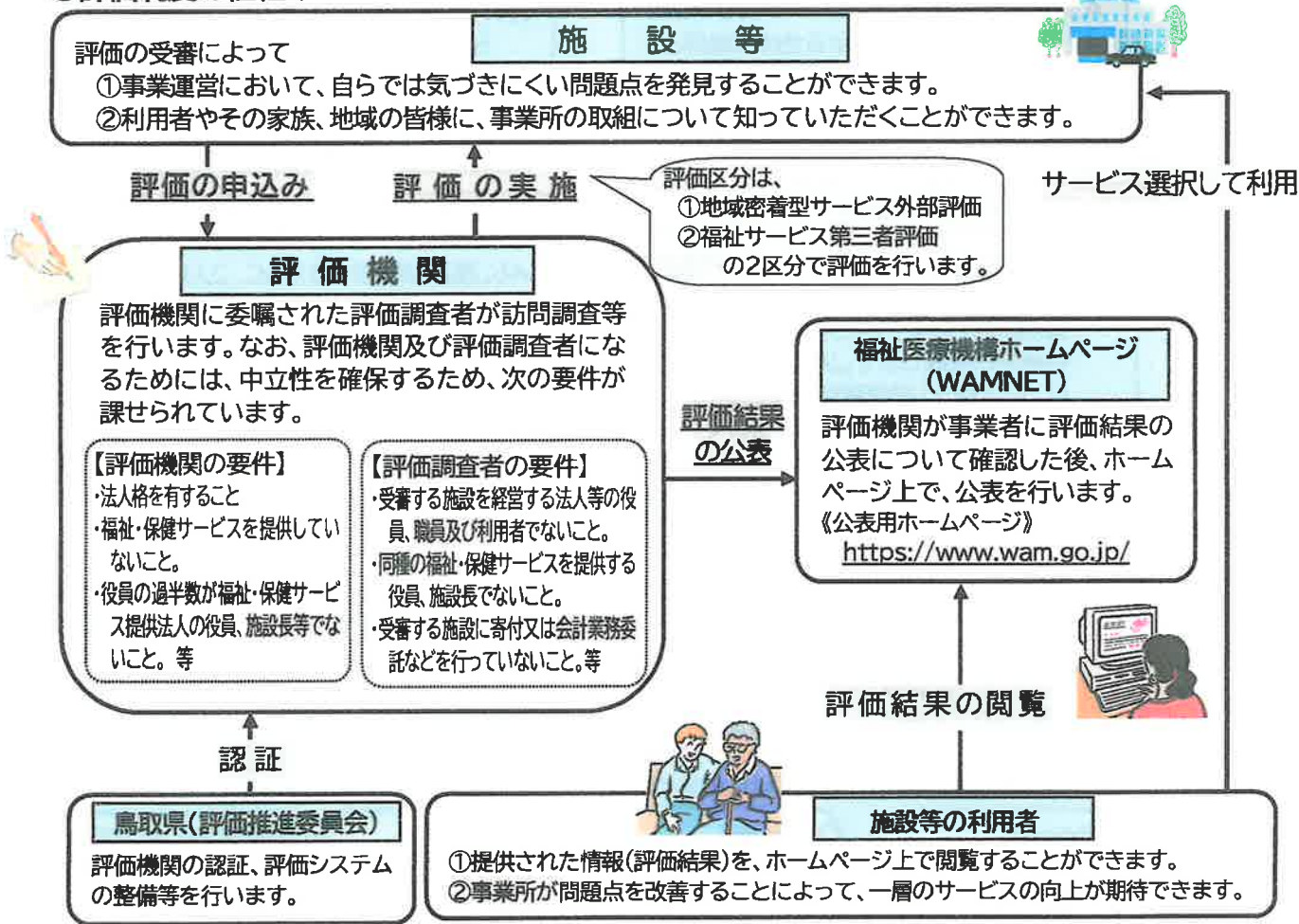
なお、受講後は評価調査者としての活動まで至らなくとも、研修で学んだ知識や技能を自社のより質の高い福祉サービスの提供に活かしていただくことが可能です。

(3) 案内チラシについて

福祉サービス評価事業のご案内

鳥取県では、事業者の提供する福祉サービスの内容を、当事者以外の中立的な第三者が評価する「鳥取県社会福祉・保健サービス評価制度」を推進しています。
 評価の受審を通じて、事業者は施設を運営する上での問題点等を把握し、その改善を図るとともに利用者にもその取組についてお知らせすることができます。

●評価制度の仕組み



●鳥取県の認証している第三者評価機関(令和8年3月31日現在)

評価機関名	所在地	電話	FAX	ホームページ
特定非営利活動法人 未来	倉吉市東仲町 2571	0858-24-5725	0858-27-0101	http://www.npo-mirai.net/
有限会社 保健情報サービス	米子市米原2丁目7番7号	0859-37-6162	0859-21-0373	http://www.chukai.ne.jp/~hokenjoho/
特定非営利活動法人 いなば社会福祉評価サービス	鳥取市湖山町東 2-164	0857-28-9077	0857-28-9077	http://www.inaba-hyoyuka.net/
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	東京都品川区西五反田 1-26-2 五反田サンハイツ 714	03-3494-903 3	03-3494-9032	http://www.meiai.org/
特定非営利活動法人 福祉経営ネットワーク	東京都千代田区九段南3-4-5 ピラアベックス仲谷701	03-5211-8710	03-5211-8715	http://www.fukushikeiei.net/

☆詳しくは県評価事業ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/265882.htm>



福祉サービス評価に関するQ&A

Q1. 評価機関はどのように選ぶのですか？

A1. 事業所が、鳥取県の認証した評価機関の中から自由に選びます。なお、評価料金は評価機関ごとに定めることとしています。詳しくは、前頁の連絡先よりお問い合わせください。

Q2. 評価は毎年実施されるのですか？

A2. 福祉サービス第三者評価の受審は原則として任意ですが、社会的養護施設は3年度に1回以上の受信が義務付けられているなど、施設の分野毎で扱いが異なります。



Q3. 評価結果はどのように公表されますか？

A3. 福祉医療機構ホームページ(WAMNET)上に、記述形式による全体の総評と、すべての評価項目の評価結果を公表することとしています。



Q4. 評価機関とは、どのような機関ですか？

A4. 自ら福祉・保健サービスを提供していないこと、役員の過半数が福祉・保健サービスを提供している法人の役員でないこと等の要件を満たした第三者性が確保された法人が、鳥取県の認証を受けて、評価機関となることができます。

Q5. どのような人が評価を行うのですか？

A5. 信頼性の高い評価を行うため、評価調査者は鳥取県が指定した「評価調査者養成研修」を修了した方等の中から、評価機関が委嘱します。また、評価調査者は、引き続き「評価調査者継続研修」を受講し、評価の質の向上に努めていくこととしています。

Q6. 評価を実施する効果は何ですか？

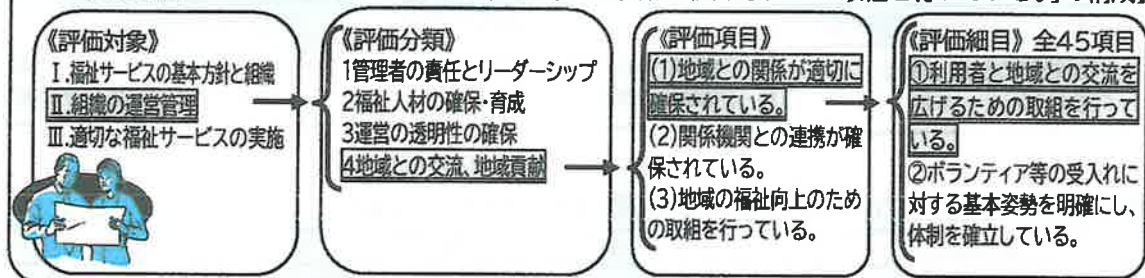
A6. 適正な評価を行うために、2人以上の評価者が評価のプロセスに一貫して関わることなどから、ある程度の費用はかかりますが、第三者の目から得られた評価結果を十分に生かして、サービスの改善に活用できます。



Q7. 評価項目はどのようなものですか？

A7. 福祉サービス評価の各サービスに共通する評価項目として、Ⅰ「福祉サービスの基本方針と組織」、Ⅱ「組織の運営管理」、Ⅲ「適切な福祉サービスの実施」の3つの評価対象について、全45項目の細目が設けられています。また、これに加えて、特別養護老人ホーム、障害者・児施設、保育所等については、施設種別の具体的なサービス内容についての評価項目及び評価基準(内容評価基準)が設けられています。

【例: 共通評価細目Ⅱ-4-(1)-①「利用者との交流を広げるための取組を行っている。」の構成】



— もっと詳しく知りたい! —

県評価事業ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/265882.htm>



■問い合わせ先■

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局
福祉監査指導課

(所在地) 〒680-8570

鳥取市東町一丁目220

(電話) 0857-26-7140

(FAX) 0857-26-8127

(令和6年4月1日改訂版)

(4) 実施状況について

ア 評価事業の実績等

(ア) 福祉サービス第三者評価 (令和8年3月31日現在)

項目	～H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
評価機関認証数 (法人)	5					△1			△1	3
評価調査者登録数 (人)	67	△9	△3		4	△15		△5		39
養成研修件数 (件)	13	1	1	1	1	1		1	1	20
評価実績 (件)	340	47	47	36	40	35	52	47	33	677
(うち、社会的養護施設)	(28)	(2)	(7)	(8)	(1)	(6)	(9)	(0)	(4)	(65)

(※R 7は集計中のため暫定値を掲載)

(イ) 地域密着型サービス外部評価 (令和8年3月31日現在)

項目	～H28	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
評価機関認証数 (法人)	6		△1						△1	4
評価調査者登録数 (人)	152			4	8		2		1	167
養成研修件数 (件)	8									8
評価実績 (件)	942	115	80	90	88	74	80	71	27	1, 540

(※R 7は集計中のため暫定値を掲載)

イ 第三者評価事業の推進に関する事業

(ア) 各分野の内容評価基準ガイドラインの策定状況

- ・ 保育所 国ガイドライン：令和2年4月改正⇒(令和2年7月から鳥取県では国ガイドラインを準用)
- ・ 障がい者・児 国ガイドライン：令和2年3月改正⇒(令和2年7月から鳥取県では国ガイドラインを準用)
- ・ 高齢者 国ガイドライン：令和2年3月改正⇒(令和2年7月から鳥取県では国ガイドラインを準用)
- ・ 児童館 国ガイドライン：令和2年9月改正⇒(令和3年7月から鳥取県では国ガイドラインを準用)
- ・ 放課後児童クラブ 国ガイドライン：令和3年3月改正⇒(令和3年7月から鳥取県では国ガイドラインを準用)

(イ) 鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金における加算の実施

- ・ 民間社会福祉施設の運営費として、措置施設系の施設に対し、平均250万円を補助(介護保険施設、自立支援給付費施設等を除く。)しています。
- ・ そのうち福祉サービス第三者評価を受審した施設に対しては、20万円を上限に受審経費を加算しています。(単位：施設)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
運営費補助金交付施設	8	10	8	11	13	12	11	10	9	9
うち、第三者評価受審施設 (=補助金加算施設)	5	3	4	4	3	3	4	4	3	4

(ウ) 第三者評価受審加算

保育所のうち、ガイドラインに沿って第三者評価を受審し、その結果をHP等で公表している施設に対し、受審料の半額程度を公定価格の加算(15万円)として国が補助することとしており、受審は5年に一度程度を想定し、その期間内において1回限りの加算としています。

(エ) 指導監査の周期の延長

国の社会福祉法人指導監査実施要綱の制定に併せて、平成29年に県の指導監査実施要綱の改正を行い、法人運営並びに施設及び事業に特に大きな問題が認められず、苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行っている場合等には監査実施周期を4箇年に1回まで延長可能とすることとしています。

(法人運営等に特に大きな問題が認められない場合は、3箇年に1回まで延長可能)

(オ) その他

その他の情報については、鳥取県ホームページ「とりネット」において公表しています。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/265882.htm>

とりネット | 県の組織と仕事 | 福祉保健部 | 福祉監査指導課 | 社会福祉・保健サービス評価事業

令和8年度社会福祉施設経営法人連絡会

ささえあい福祉局
障がい福祉課

令和8年4月23日

親なき後を見据えた地域生活サポート事業（令和8年度当初予算事業）

障がい福祉課

親なき後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、住まいの場など地域資源の確保や、市町村の運営する地域生活支援拠点の機能充実等の総合的な取組を実施し、支援体制の充実を図る

1 親なき後の安心サポート体制構築事業（R8予算額：4,897千円）

（主な事業内容）

- 障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関等へ託していく引継書である「安心サポートファイル」について、作成から8年以上経過し、障がい者を取り巻く環境の変化が生じていること等を踏まえ、より使いやすい冊子となるよう、令和7年度に内容の見直しを行ったことを契機に、多くの方に活用してもらえよう普及活動を強化する。
- 「安心サポートファイル」の着実な全県普及と促進を図るため、普及員の設置及び新規普及員の養成を行うとともに、普及員と関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを継続して配置する。
[委託先] 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会

2 鳥取県障がい児・者地域生活体験事業（R8予算額：2,400千円）

（主な事業内容）

- 自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すため、一戸建て住宅等を利用した生活体験の場（生活体験ホーム）を提供する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村を支援する。

3 【拡充】グループホーム施設整備事業（R8予算額：49,583千円）

（主な事業内容）

- より家庭に近い居住環境にあり、障がいのある方の居住の場として重要な選択肢であるグループホームについて、その整備を更に促進するため、現在定員数が不足し、地域のセーフティネットとしての役割が期待されるなど、地域において特に必要とされるグループホームの整備に対して支援を行う。
 - ・事業主体：社会福祉法人、NPO法人、営利法人等
 - ・対象事業：強度行動障がい者、重度障がい者の定員数を増加させる整備や防災、減災に資する整備等、グループホームの創設（新築）、改築・大規模修繕等（国庫補助協議不採択案件に限る）
 - ・対象経費：施設整備に必要な工事費及び設計監理費
 - ・補助率：国庫補助対象の1/2（ただし国補助単価にあわせて別途補助上限額を設定）

※重度障がい者及び強度行動障がい者の受入れを行う場合に加え、地域ニーズを満たすための整備に対し補助金を加算。

4 【新規】グループホーム施設整備強化事業（R8予算額：10,000千円）

（主な事業内容）

- 東部圏域のグループホームが他圏域と比較して不足していることから、鳥取市（中核市）が行うグループホームの整備に対して支援する。
 - ・対象事業：社会福祉施設等施設整備費補助事業で、鳥取市が国に協議し、不採択となった案件で、鳥取市が支援する事業
 - ・補助率：鳥取市が補助する額の20/100

5 市町村連絡会の運営（R8予算額：240千円）

（主な事業内容）

- 地域生活支援拠点の運営に係る市町村連絡会を開催し、各市町村の取組状況、手法、課題を共有することで、ノウハウの横展開を図り、全県的な拠点の機能充実を図る。

6 【新規】地域生活拠点機能強化支援事業（R8予算額：5,000千円）

（主な事業内容）

- 地域生活支援拠点の機能を充実させる市町村の取組に対し、必要な経費を補助する（補助率1/2）。
 - ・対象経費：障がい者の緊急時に対応するための受入れ先の調整や地域移行の促進等の役割を担う地域生活支援拠点コーディネーターの専門的な人材育成等に係る経費等

7 【新規】障がい者が健診・がん検診を受けやすい環境づくり啓発事業（R8予算額：500千円）

（主な事業内容）

- 障がい者が健診等を受けやすい環境づくりを進めるため、市町村や健診機関などに対して、障がい者の特性に応じた対応や課題等に精通した有識者を講師として、啓発セミナーを開催する。

親なき後への備え（あいサポートファイルとっとり）

【あいサポートファイルとっとりとは】

- ◆ 親が元気なうちに、我が子を段階的に託していくための引継書です。
- ◆ ファイルが完成した平成27年度から～今まで2,283件の作成実績があります。
- ◆ 令和7年度にファイル内容の見直しを行い、今年度からさらに使いやすくなります。

作成のメリット

- (1) 過去から現在にかけての情報の整理が可能です！
- (2) 学校や病院等必要な場面で、ファイルを提示することで、何度も説明する手間を省けます！
- (3) 親なき後、成年後見人や支援者に対し必要な情報提供ができます！

冊子の構成と主な記載内容

- (1) あいサポートファイルとっとり
 - ①プロフィールブック：記入時現在の本人の情報
 - ②支援ブック：記入時現在の子ども健康状態や日常生活の様子
 - ③成長の記録：本人を中心とした歴史

- (2) 別冊「手をつなぐ」

親なきあと、子どもを託す場合の自分の財産管理を含めて必要な情報



※ご希望に応じて、個別にサポートファイルの作成指導など行う出張説明会を行っています。
《連絡先（本事業委託先）》

一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会 電話：0857-59-6344



↑ファイル内容はこちら

実施主体	支援内容	R8 予算額
障がい福祉サービス事業所	対象経費：在外機関と連携して行う外国人材確保の取組に係る経費。 ・来日希望者に対する説明会 ・外国人材の情報収集 ・県内介護施設や介護福祉士養成校等の情報提供 ・面接や求人募集等のリクルート活動 補助率：10/10（上限500千円/法人）	1,500千円 (500千円×3法人)
介護サービス事業者		5,500千円 (500千円×11法人)

③外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備事業

外国人材が事業所で円滑に就労・定着できるよう、県内受入施設等に対して、ツール等の導入費用や、ツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を支援する。

実施主体	支援内容	R8 予算額
障がい福祉サービス事業所	対象経費：ツール等（携帯翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、オンライン学習ツールなど）の導入費用や、ツール等が有効活用されるための環境整備（導入研修、関連規程の整備など）に係る経費 補助率：3/4（上限300千円/法人）	900千円 (300千円×3法人)
介護サービス事業者		3,000千円 (300千円×10法人)

④外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業

日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学する外国人留学生に対し、就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用（学費、居住費、国家試験対策費、入学・就職準備金）を支援する。

実施主体	支援内容	R8 予算額
障がい福祉サービス事業所	対象経費（補助率1/3） <1人あたりの基準額（上限）> ○1年目（日本語学校）960,000円 学費：600,000円（月50,000円） 居住費：360,000円（月30,000円） （居住費の加算ありの場合）1,250,000円 +290,000円（月20,000円・入居初月50,000円） ○2～3年目（養成施設）各1,200,000円 学費：600,000円（月50,000円） 入学準備金：200,000円（初回に限る） 就職準備金：200,000円（最終回に限る） 国家試験受験対策費用：40,000円（年額） 居住費：360,000円（月30,000円） （居住費の加算ありの場合）1,490,000円 +290,000円（月20,000円・入居初月50,000円）	3,680千円（単県） ・日本語学校 416千円×5名=2,080千円 ・養成施設 400千円×1名=400千円 ・居住費のみ 120千円×10名=1,200千円
介護サービス事業者		10,936千円（基金） ・日本語学校 416千円×16名=6,656千円 ・養成施設 400千円×2名=800千円 ・居住費のみ 120千円×29名=3,480千円

⑤外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業

受入施設等において、外国人材への介護福祉士資格取得支援や生活支援等を行う経費の一部を支援する。

実施主体	支援内容	R8 予算額
障がい福祉サービス事業所 県内市町村	対象経費：介護福祉士資格取得支援や生活支援等に要する経費 補助率：2/3（上限200千円/施設。同一法人に複数の受入介護施設等がある場合は600千円）	600千円（単県） (200千円×3施設)
介護サービス事業者 県内市町村		5,000千円（基金） (200千円×25施設)

第202600013993号
令和8年4月7日

県内障害福祉サービス事業所等を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部長
(公 印 省 略)

鳥取県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金の令和8年度交付申請
について (通知)

本県の障がい福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記補助金について、鳥取県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金交付要綱（令和8年2月4日付第202500257558号）に基づき令和7年度事業を実施してきたところですが、このたび、令和8年度事業に係る交付申請の受付を開始しましたので通知します。本補助金の趣旨を御理解の上、障がい福祉従事者の賃金改善に取り組んでいただくようお願いします。

記

- 1 補助金名 鳥取県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金
- 2 申請対象者
令和8年8月末までに賃金改善を実施（※）し、令和8年度に本補助金の交付を希望する障害福祉サービス事業者等
※賃金改善の実施には障がい福祉従事者等への支払いを含む。
- 3 申請方法
法人ごとに事業所分を取りまとめの上、メールにて担当まで提出すること。
※交付申請書等は県障がい福祉課ホームページよりダウンロードしてください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/327166.htm>
- 4 申請期限 令和8年4月30日（木）
- 5 その他
令和7年度に交付を受けた障害福祉サービス事業所等については、今回申請することはできません。

(担当) ささえあい福祉局障がい福祉課 生活支援・指導担当 北村 電 話: 0857 (26) 7193 電子メール: kitamuratom@pref.tottori.lg.jp

障害福祉サービス等事業所の皆さま、障害福祉現場で働く皆さまへ

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業

福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者（※1）の
月額1.0万円（※2）相当を、6か月分補助します。



（※1）対象事業所で働くすべての従業員が職種を問わず対象です。
（※2）常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を基に設定した交付率を総報酬額に乗じた額を支給します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

今回から
相談支援事業所等も
対象になります！

- 1** まずは所在地の**都道府県**に届け出ましょう！
※指定権者が市区町村でも、本事業の申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。
- 2** 補助金額に相当する**職員の賃金改善**を行いましょ！
※本補助金は、全額を賃金改善に充てる必要があります。
特にR7年度内に補助金の支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善を行う必要があります。
申請様式に記載した見込額の賃金改善を補助金の支給を待たずに行うことをご検討ください。
- 3** 都道府県の定める**要綱に記載の要件**を満たしましょう！

処遇改善加算対象サービスの要件

申請時点では要件が揃っていないでもOK！

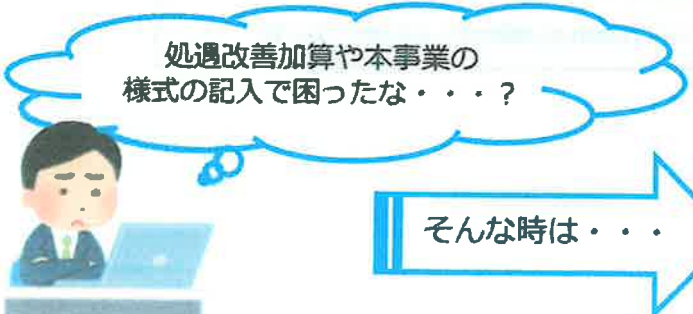
- 処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの場合は①+（②or③）（詳細は要綱を確認！）
- ① 処遇改善加算を算定していること
 - ② 職場環境等要件の取組を14以上行っている
 - ③ 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上が改善後の賃金見込額が460万円以上

対象拡大サービス（※）の要件

（※）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援が対象

- 処遇改善加算Ⅲ・Ⅳの場合（詳細は要綱を確認！）
- ④ 処遇改善加算を算定していること
 - ⑤ 職場環境等要件の取組を8以上行っている

処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる要件を満たすこと
（詳細については要綱を確認！）



専用コールセンターがあります！

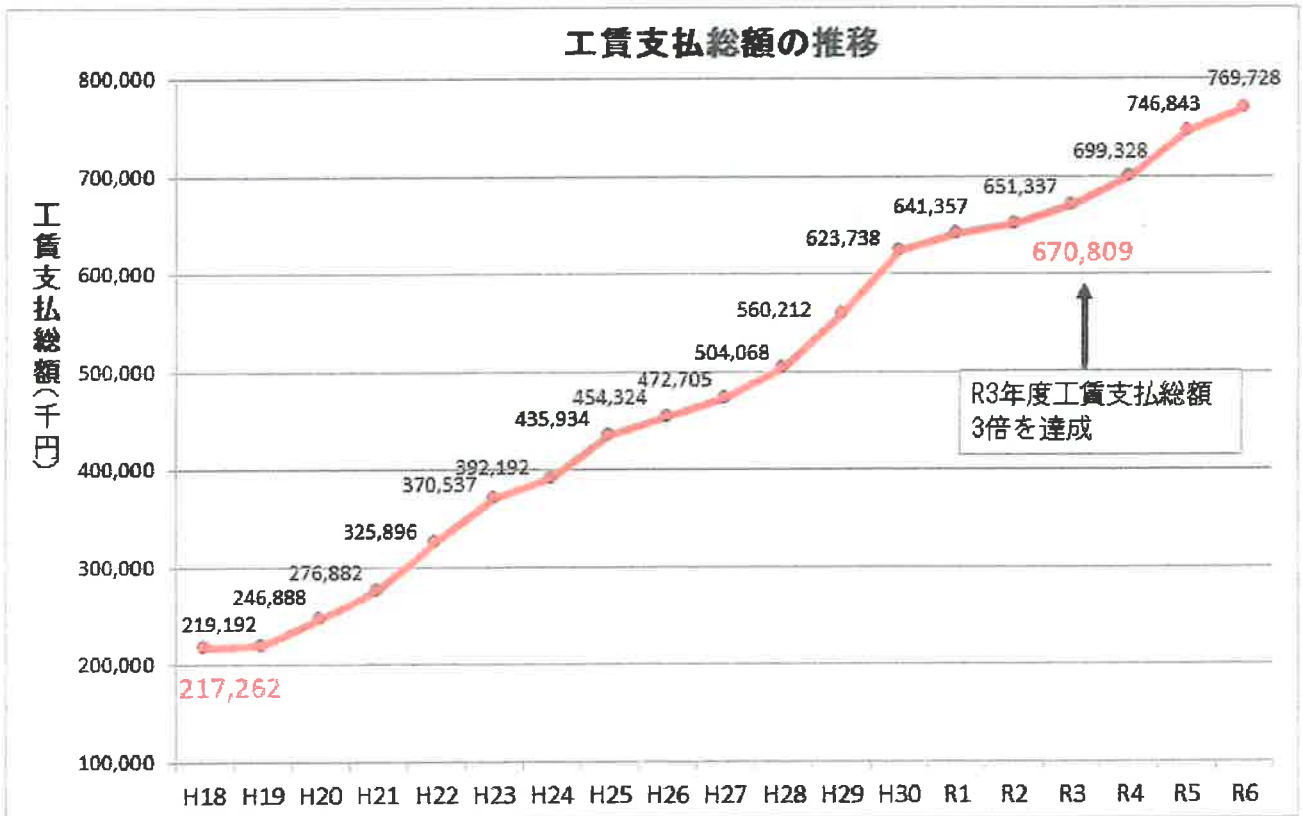
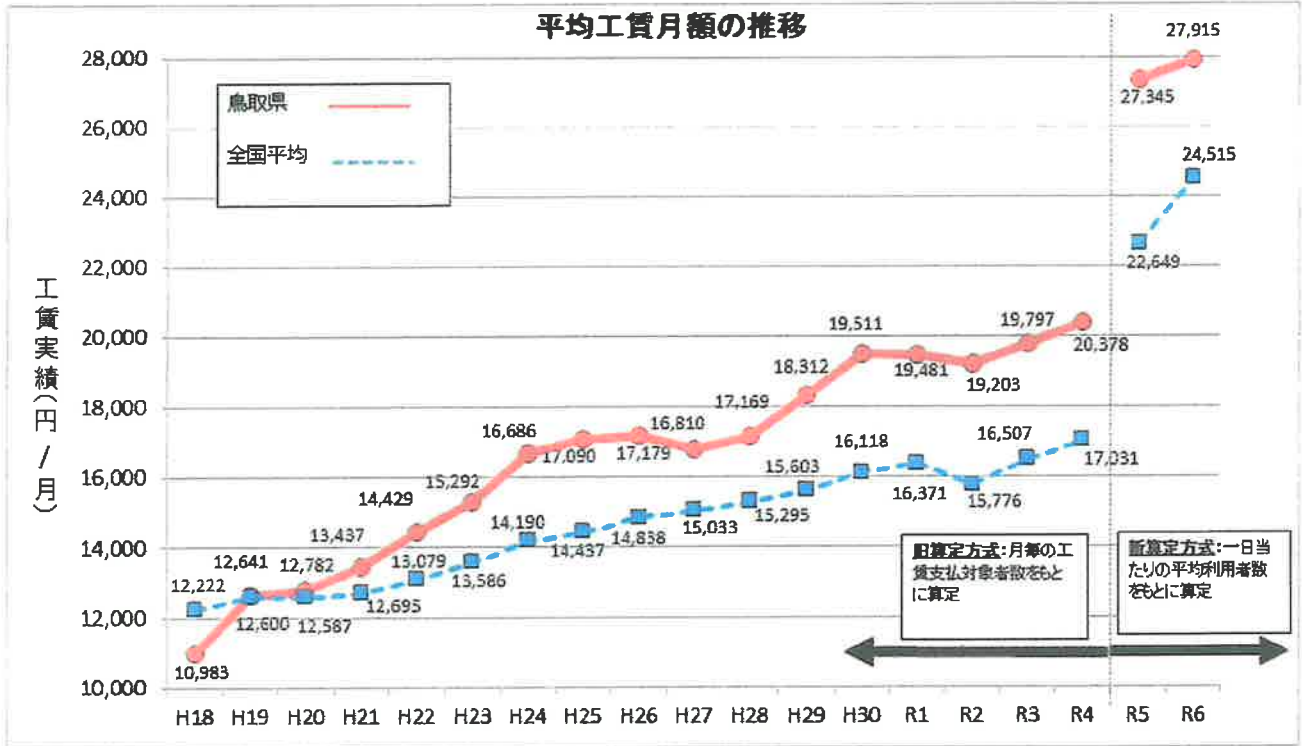
電話番号：050-3733-0230
受付時間：9:00～18:00
（土・日・祝日含む）



鳥取県における就労継続支援B型事業所平均工賃月額及び工賃支払総額の推移

令和8年4月23日

鳥取県障がい福祉課



就労B型事業所の 更なる工賃向上

補助対象を拡充・
見直しました！

を応援します！

令和8年度 新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金

鳥取県では、B型事業所利用者の工賃水準の向上を図ることを目的として、以下の取組に係る経費に対して支援を行います。

① 利用者の負担軽減のための環境整備事業

利用者の負担軽減のための物品の購入及び設備の整備に要する経費

例：熱中対策のため空調服、日よけテントの購入、作業室の空調整備、利用者の休憩室の整備

② 工賃向上に係る生産性向上事業

利用者の作業工程の効率化のための専門家の招へい、治具開発及びその導入、その他工賃向上に係る生産性向上に資する物品の購入及び設備の整備に要する経費

例：生産性向上のための老朽化した生産設備の更新、電子テープカッターなど治具の導入

③ 文化活動等による利用者の就労意欲の向上事業(拡充)

スポーツ、芸術活動などの文化活動に要する経費、事業所全体の満足度向上に資する取組、事業所間の交流活動・研修活動に要する経費(拡充)

例：スポーツ用具購入、季節ごとのイベント(遠足、クリスマス会など)

④ 支援員の支援能力向上事業

支援能力を向のための研修等への参加経費、先進地視察に要する経費及び支援員の支援能力を向上させるための研修等に要する経費、事業所間の交流に要する経費

例：農福連携の先進地視察に係る旅費、職員の資格取得に係る研修受講費

⑤ 商品販売促進事業(新規)

広告費やイベント出店等の事業所商品の販売促進に要する経費

例：チラシの作成、イベント出店費用、HP、SNSの整備

【補助対象者】 県内に就労継続支援B型事業所を有する事業者

【募集期間】 令和8年4月1日～令和9年2月28日

【補助率】 2分の1(補助上限額20万円)

拡充

※鳥取県障がい者就労事業振興センターが行う専門家派遣事業を活用した場合

3分の2(補助上限額30万円)

過去に本補助金を利用した場合でも、以前と異なる事業区分であれば2回目の利用が可能となりました。

【応募・問合せ先】 鳥取県福祉保健部障がい福祉課就労支援担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7889

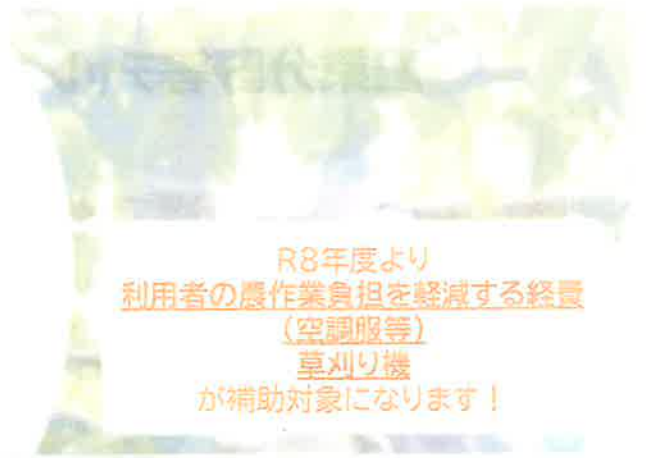
ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp

専門家派遣事業は以下HPを御参照ください。



福祉事業所の 農福連携を 応援します！



農業分野等チャレンジ支援事業補助金

農林水産分野の新規受託に向けた
受注環境の整備

補助内容

新たな農林水産分野での作業の受託に取り
組む際の資材・機器の購入、農作業負担の軽
減に要する経費

(例)草刈り機、選果用の計量器、食品用乾燥機

補助率

2/3以内(補助限度額100千円)

新たに自主農業を開始する
事業者の栽培環境の整備

補助内容

新たに自主農業を開始する際の機械・施設
等の購入及び農作業負担の軽減に要する
経費

(例)耕運機、管理機、トラクター

補助率

1/2以内(補助限度額:300千円)

自主農業に取り組む事業者の
栽培作物の生産性向上、
多品種栽培への展開

補助内容

自主農業における生産性向上、多品種栽
培展開のための、機械・施設等の購入及
び農作業負担の軽減に要する経費

(例)ビニールハウス、管理機、根葉切り機

補助率

1/2以内(補助限度額1,000千円)

専門家派遣による支援

補助内容

専門家から指導・助言を受けた際の謝金や
交通費・宿泊費等の経費

(例)農業技術の専門的な指導や6次化のため
のコンサルティング経費

補助率

1/2以内(補助限度額250千円)

募集期間

令和8年4月1日から令和8年4月30日まで
※予算の状況により、追加募集を行う場合があります。

対象事業

本補助金の交付決定日から令和9年3月31日までに実施する事業
※受注環境の整備以外の事業については、事業計画書により審査を行います。

●問合せ先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課就労支援担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話:0857-26-7889
電子メール:shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp

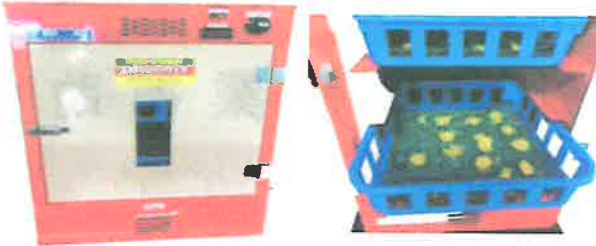
詳しくはHPを
ご覧ください



農業分野等チャレンジ支援事業補助金活用事例

【新たな農林水産分野で作業受託に取り組む際の受注環境の整備】

事例①(R5)：ミニトマト・サツマイモの乾燥作業（San-fuku 様（就労B型））
▶補助経費：食品乾燥機の購入費



事例②(R3)：ニンニクの分球、選別作業（淀江作業所 様（就労B型））
▶補助対象経費：デジタル式計量器の購入費

事例③(R3)：農地管理（草刈り）（リヴよどえ 様（就労B型））
▶補助対象経費：電動草刈り機の購入費

【新たに自主農業を開始する際の栽培環境の整備】

事例(R5)：トマト・ナス・ピーマン等の自主農業（白うさぎ 様（就労B型））
▶補助経費：トラクター、耕運機の購入費

【自主農業の栽培作物の生産性の向上、多品種栽培への展開】

事例①(R6)：白ねぎの生産効率向上（いちごの広場 様（就労B型））
▶補助経費：根葉切り機、重量選別機の購入費



事例②(R6)：ジャガイモ・小松菜・ねぎ等の生産効率向上（たんぽぽ 様（就労B型））
▶補助経費：管理機の購入費



事例③(R5)：野菜・花等の多品種栽培（サポートイルカ 様（就労B型））
▶補助経費：ビニールハウス購入費



事例④(R5)：白ねぎの生産拡大（林-RIN- 様（就労A型））
▶補助経費：移植機、鎮圧機の購入費



誰もが暮らしやすい
地域社会を目指して



あいサポート運動とは？

障がいのある方が困っていることや様々な特性などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する運動で、誰でも取り組めます。

※全国で、あいサポート運動を実践する多くの「あいサポーター」、「あいサポート企業・団体」が誕生しています。



STEP 1

障がいの特性を知ろう

障がいにより特性は様々です。まずは、障がいの特性を知りましょう。



STEP 2

必要な配慮を知ろう

障がいやサポートを必要とする方によって、必要な配慮は異なります。どのような配慮が必要か知りましょう。



STEP 3

実践しよう

運動を実践する「あいサポーター」になって、自分のできることから始めましょう。

障がいの特性や配慮の方法を学んであいサポーターになろう♪

◇おうちなどで手軽に

学習用の動画やハンドブックを公開しています。ご利用ください。



◇公開講座

誰でも参加できる公開講座を県内3か所で開催しています。



【あいサポート運動、あいサポーター等についてのお問い合わせ】

689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

電話:0857-59-6344 ファクシミリ:0857-59-6340

音声コード



今年度の研修テーマ
どうしよう...
そんなお悩みありませんか？



人権研修などで あいさポーター研修を活用できます！

あいサポート運動を知っていますか？

障がいのある方が困っていることや様々な特性などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する運動です。

地域の中で誰もが安心して共に暮らすために、障がいについて学び、理解することが求められています。あいさポーター研修では、障がいの特性、必要な配慮等について、学ぶことができます。

既存の研修枠で 実施可能！

指定された会場で、時間に合わせて実施できます。研修の内容もカスタマイズできます。

費用負担は ゼロ！

講師の調整、謝金の支払い手続きは不要です！謝金の費用負担もありません。

当事者と交流！

障がい当事者の方に直接お越しいただき、講演や交流を実施することもできます。

公民館、企業、地域の集まりなどで実施される研修でも、ぜひご利用ください♪

【お問い合わせ】

鳥取県社会福祉協議会
福祉振興部



所在地：〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

鳥取県立福祉人材研修センター内

電話番号：0857-59-6344

ファクシミリ：0857-59-6340

メールアドレス：aisapo@tottori-wel.or.jp



令和8年度社会福祉施設経営法人連絡会

ささえあい福祉局
長寿社会課

令和8年4月23日

介護人材確保対策（主なもの）

参入促進

事業	内容
介護の出前講座・職場見学	県内学校に現役介護職員を派遣する出前講座等を実施 (拡充) 新たに小学校を対象に追加。養成校見学の交通費支援を新設。
小学生親子バスツアー	夏休みの自由研究企画として、介護施設・養成施設を見学するバスツアーを実施
(新) 魅力発信人材育成	出前講座等で魅力発信できる人材を育成するため、研修会に職員派遣。
介護の入門的研修	介護施設での就職を目指す者等に対して、入門的研修を開催
介護助手の募集	介護助手の導入に係る施設向け研修会を開催するとともに、介護助手の担い手を募集。
初任者研修の受講支援	初任者研修の受講者に対して受講料を支援。
介護福祉士修学資金	介護福祉士を目指して養成施設に入校する者に対して、修学資金を貸付（県内施設での一定期間勤務で返還免除） ※県独自で公共職業訓練生向けの制度も運用
(新) 福祉修学資金の返還支援	福祉分野（介護・保育）の修学資金を借りた者が、県内の別の福祉分野へ就職した（→国の返還免除要件に該当しない）場合に、県が独自で返還支援
介護人材マッチング	介護専属のコーディネーターを配置し、就職希望者と施設のマッチングを実施

1

介護人材確保対策（主なもの）

質の向上

事業	内容
介護専門職研修	各分野、各階層別の研修を実施。
実務者研修の受講支援	実務者研修の受講料を所属法人が負担する場合に支援。
ホームヘルパーの同行支援	経験年数が短い職員にベテラン職員が同行する場合の経費支援。
喀痰吸引研修	喀痰吸引の実施者の育成研修の実施。
認知症ケア研修	認知症ケアに携わる人材研修を実施。
各種研修の受講支援	喀痰吸引等研修、認知症ケア従事者研修、生活援助従事者研修、サービス提供責任者研修等の受講料を法人が負担する場合等の支援。
介護支援専門員研修	介護支援専門員の法定研修等を実施。
介護予防の指導者育成	介護予防に係る専門職種の指導者育成の研修を実施。

2

介護人材確保対策（主なもの）

労働環境改善等

事業	内容
介護生産性向上総合相談センターの設置	介護現場の生産性向上（業務改善）の相談支援、研修開催、テクノロジー機器の試用貸出、伴走支援等を実施。
介護テクノロジー導入支援	各法人における介護テクノロジーの導入を支援。 （拡充）補助率引上げ 3/4→4/5
ケアプランデータ連携システム導入支援	システム研修会、小規模町村・地域包括支援センターへの伴走支援、成果報告会の実施。
カスタマーハラスメント対策	ハラスメント対策に資する機器購入・複数訪問の支援とともに、ハラスメント対策研修会を実施。
（新）処遇改善支援	幅広い介護従事者の賃上げ原資の支援（1万円/月・人） 生産性向上等に取り組む事業者は、最大+9千円/月・人 ※R8.6月 介護報酬の期中改定

3

介護人材確保対策（外国人材関係）

入国支援

- ▶ 在外機関と連携したリクルート活動に対する支援
介護事業法人が実施する採用説明会、情報収集、面接、求人募集等を支援（補助率10/10、50万円）
- ▶ 特定技能外国人マッチング・定着支援
人材紹介会社と連携し、特定技能外国人と受入希望施設をマッチング
※既受入施設の見学会、受入ノウハウが学べるセミナー等も開催
- ▶ 特定技能外国人の受入初期経費に対する支援
人材紹介料、支援機関への委託料、住居費等の初期経費を支援（補助率1/2、15万円/人）
- ▶ 介護福祉士を目指す留学生に対する奨学金支給に対する支援
介護事業法人が外国人留学生に対して支給する奨学金を支援（補助率1/3）

R8から障がい分野でも実施

受入環境整備

- ▶ 介護現場で働きやすくするための環境整備に対する支援
携帯翻訳機、多言語対応介護記録ソフト等のツール導入、活用研修等を支援（補助率3/4、上限30万円）
- ▶ 外国人専用宿舎整備に対する支援
地域医療介護総合確保基金事業（補助率1/3）への上乗せ補助（補助率1/10、上限2,000万円）

学習・定着支援

- ▶ 学習強化・生活支援に対する支援 【拡充】外国人住居用の家電を対象に追加
コミュニケーション促進、介護福祉士の資格取得、メンタルヘルス等の生活支援を支援（補助率：2/3）
- ▶ 外国人・受入施設職員向け研修 【拡充】「介護の日本語講座」・「国家試験対策講座」の追加
技能実習生、特定技能外国人の介護技能向上のための集合研修を開催

介護人材確保対策（主なもの）

参入促進

事業	内容
介護の出前講座・職場見学	県内学校に現役介護職員を派遣する出前講座等を実施 (拡充) 新たに小学校を対象に追加。養成校見学の交通費支援を新設。
小学生親子バスツアー	夏休みの自由研究企画として、介護施設・養成施設を見学するバスツアーを実施
(新) 魅力発信人材育成	出前講座等で魅力発信できる人材を育成するため、研修会に職員派遣。
介護の入門的研修	介護施設での就職を目指す者等に対して、入門的研修を開催
介護助手の募集	介護助手の導入に係る施設向け研修会を開催するとともに、介護助手の担い手を募集。
初任者研修の受講支援	初任者研修の受講者に対して受講料を支援。
介護福祉士修学資金	介護福祉士を目指して養成施設に入校する者に対して、修学資金を貸付（県内施設での一定期間勤務で返還免除） ※県独自で公共職業訓練生向けの制度も運用
(新) 福祉修学資金の返還支援	福祉分野（介護・保育）の修学資金を借りた者が、県内の別の福祉分野へ就職した（→国の返還免除要件に該当しない）場合に、県が独自で返還支援
介護人材マッチング	介護専属のコーディネーターを配置し、就職希望者と施設のマッチングを実施

介護人材確保対策（主なもの）

介護職の向上と確保

事業	内容
介護専門職研修	各分野、各階層別の研修を実施。
実務者研修の受講支援	実務者研修の受講料を所属法人が負担する場合に支援。
ホームヘルパーの同行支援	経歴年数が短い職員にベテラン職員が同行する場合の経費支援。
4 喀痰吸引研修	喀痰吸引の実施者の育成研修の実施。
認知症ケア研修	認知症ケアに携わる人材研修を実施。
各種研修の受講支援	喀痰吸引等研修、認知症ケア従事者研修、生活援助従事者研修、サービス提供責任者研修等の受講料を法人が負担する場合等の支援。
介護支援専門員研修	介護支援専門員の法定研修等を実施。
介護予防の指導者育成	介護予防に係る専門職種種の指導者育成の研修を実施。

介護人材確保対策（主なもの）

労働環境改善等

事業	内容
介護生産性向上総合相談センターの設置	介護現場の生産性向上（業務改善）の相談支援、研修開催、テクノロジー機器の試用貸出、伴走支援等を実施。
介護テクノロジー導入支援	各法人における介護テクノロジーの導入を支援。 (拡充) 補助率引上げ 3/4→4/5
ケアプランデータ連携システム導入支援	システム研修会、小規模町村・地域包括支援センターへの伴走支援、成果報告会の実施。
カスタマーハラスメント対策	ハラスメント対策に資する機器購入・複数訪問の支援とともに、ハラスメント対策研修会を実施。
(新) 処遇改善支援	幅広い介護従事者の賃上げ原資の支援（1万円/月・人） 生産性向上等に取り組み事業者は、最大+9千円/月・人 ※R8.6月 介護報酬の期中改定

介護人材確保対策（外国人材関係）

- ▶ 在外機関と連携したリクルート活動に対する支援
- ▶ 介護事業法人が実施する採用説明会、情報収集、面接、求人募集等を支援（補助率10/10、50万円）
- ▶ 特定技能外国人マッチング・定着支援
- ▶ 人材紹介会社と連携し、特定技能外国人と受入希望施設をマッチング
 - ※既受入施設の見学会、受入ノウハウが学べるセミナー等も開催
- ▶ 特定技能外国人の受入初期経費に対する支援
- ▶ 人材紹介料、支援機関への委託料、住居費等の初期経費を支援（補助率1/2、15万円/人）
- ▶ 介護福祉士を目指す留学生に対する奨学金支給に対する支援
- ▶ 介護事業法人が外国人留学生に対して支給する奨学金を支援（補助率1/3）

R8から障がい分野でも実施

入国
支援

6

- ▶ 介護現場で働きやすくなるための環境整備に対する支援
- ▶ 携帯翻訳機、多言語対応介護記録ソフト等のツール導入、活用研修等を支援（補助率3/4、上限30万円）
- ▶ 外国人専用宿舎整備に対する支援
- ▶ 地域医療介護総合確保基金事業（補助率1/3）への上乗せ補助（補助率1/10、上限2,000万円）

受入環
境整備

- ▶ 学習強化・生活支援に対する支援 【拡充】外国人住居用の家電を対象に追加
- ▶ コミュニケーション促進、介護福祉士の資格取得、メンタルヘルス等の生活支援を支援（補助率：2/3）
- ▶ 外国人・受入施設職員向け研修 【拡充】「介護の日本語講座」・「国家試験対策講座」の追加
技能実習生、特定技能外国人の介護技能向上のための集合研修を開催

学習・定
着支援

鳥取県介護生産性向上 総合相談センター

センター開設の目的

介護テクノロジーの導入・活用などによる生産性向上をワンストップで支援する「鳥取県介護生産性向上総合相談センター」を開設し、介護事業所に対し、業務効率化による職員の負担軽減と介護の質の向上を図るための支援を行います。

相談対応

生産性向上・業務改善に関する相談に対応します。



研修会

生産性向上について知り、事例から学ぶ研修会・報告会を実施します。



伴走支援

現場の課題解決に向けて、専門家がサポートします。



体験展示

常設または出張による体験が可能な展示会を実施します。



試用貸出

介護ロボット等の導入に向け、使い勝手や効果を事前に確認できます。



介護現場の業務改善、効率化を進め、働きやすい働きがいのある職場づくりを支援します！
「介護サービスの質の維持・向上」「人材の定着・確保」に向けた生産性の向上・業務改善等の諸課題への幅広い支援をさせていただきます。是非ともご利用ください。

[問合せ先] 鳥取県介護生産性向上総合相談センター

〒680-0846 鳥取市扇町 116 田中ビル 2 号館 2 階 公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部内
TEL : 0857-21-6571 FAX : 0857-21-6572 URL : <https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/tottori/>



専用サイトの二次元コード

延長決定!

今なら21,000円無料

フリーパス キャンペーン



まだ間に合う!
はじめるなら今!

ご好評につき、フリーパスキャンペーンの申し込み期間が延長になりました。
新しくご利用される方も、フリーパスキャンペーンを現在ご利用中の方も、
引き続き無料でご利用いただけます!

すべての介護事業所様が対象です

初めてご利用される方

現在ご利用中の方

一度ご利用をやめた方

現在キャンペーンをご利用中の方

通常
21,000円/年

▶ 0円/年

申込期間：2025年6月1日～ 介護保険資格確認
WEBサービスとの統合日まで

※ 予定：2026年度下期 ※ 統合日は、サポートサイト内にてお知らせいたします。

詳しくは

ケアプラン ヘルプデスク

検索



鳥取県 令和7年度
ケアプランデータ連携システム普及加速化モデル事業

導入事例

事例 1

米子市内 地域包括支援センター

本事例は、米子市内の複数の地域包括支援センターにおけるケアプランデータ連携システムの導入効果を整理・統合したものです。各センターの担当者へのインタビューをもとに、導入前後の業務変化と主な効果をご紹介します。

① 導入前の主な課題

■ 導入前の主な課題

- サービス事業所への提供票を、2名体制でWチェックを行いながらFAXで送付していた
- 紙の提供票・実績票の印刷・持参・FAX送信に多大な時間と労力を要していた
- 手入力による実績入力ミスが発生しやすく、返戻対応が業務負担となっていた
- 月初の給付管理・請求業務が専門職の時間を大幅に圧迫し、時間外作業が常態化していた
- 個人情報を含む書類のFAX送信に対するセキュリティ上の不安があった
- 紙の保管スペースの確保が困難で、毎月の実績用紙の管理が煩雑であった

② 導入後の変化 — 担当者インタビュー —

Q ケアプランデータ連携システムを導入して、業務はどのように変わりましたか？

A 実績入力にかかる時間が大幅に短縮されました。これまで専門職が各自で行っていた実績入力を、システム導入後は事務員が一元管理できるようになり、月初から専門職が本来の支援業務に専念できる体制が整いました。
提供票の配布もFAXや持参から電子送付へ移行し、移動時間・印刷コストが削減されました。

Q 導入後、特に実感した効果を教えてください。

A 事業所から届く実績データがそのまま反映されるため、手入力ミスや計算違いによる返戻がなくなりました。
以前は紙の印字が読みにくい場合に事業所へ再確認する手間が生じていましたが、その作業も不要になりました。
プランの件数が増加した時期も、残業せずに帰宅できるようになったのはシステムの効果が大きいと感じています。

🗨️ 担当職員・センター長の声

「やっと削減できた時間をどう再度捻出するかと思うと、紙に戻すことへの疲弊感は想像を絶します。(担当職員)」

「ひと月の事務量が全く違います。システムにより、請求事務が劇的に効率化されていることを実感しています。(事務員)」

「導入を強くおすすめします！ 専門職が本来業務に集中できる環境が整いました。(センター長)」

③ 紙でのやり取りに戻るとしたら...

Q 仮に紙での予定・実績のやり取りに戻ることになった場合、どのような影響がありますか？

A 業務量が一気に増加することが懸念されます。実績入力だけでなく、入力内容の確認・照合・事業所への再確認連絡、FAX送信などの付随業務が復活します。精神的な負担も大きく、「時間に追われて本来の支援業務に充てる余裕がなくなる」という声が複数の職員から聞かれました。
特に個人情報を含む書類のFAX送信には、情報漏えいリスクへの懸念も再浮上します。

Q 今後、さらに利便性を高めるために必要なことは何ですか？

A 連携可能な事業所数を増やすことが最大の課題です。現状では一部の事業所が未導入・未運用の状態であり、紙とデジタルの混在が生じています。
すべての関係事業所がシステムを活用できるようになれば、業務効率化の効果がさらに高まり、地域全体の介護サービスの質向上につながると考えています。

④ 導入効果まとめ

▶ 導入効果まとめ

✓ 実績入力時間の大幅削減	✓ FAX・紙送付作業の削減
✓ ペーパーレス化の推進	✓ 入力ミス・返戻の軽減
✓ 専門職の本来業務への集中	✓ 時間外作業(残業)の削減
✓ セキュリティリスクの低減	✓ 事務コスト(用紙・インク等)の削減

※ 本事例は、米子市内の複数の地域包括支援センターへのインタビュー結果を統合・要約したものです。
事業所名・個人名・所在地等の個人情報は掲載しておりません。

事例 2

米子市内 デイサービス事業所

本事例は、米子市内のデイサービス事業所におけるケアプランデータ連携システムの導入経緯と導入後の効果を整理したものです。担当者へのインタビューをもとに、実際の導入手順・困難点・業務改善効果をご紹介します。

① 導入のきっかけ

■ 導入前の主な課題、事業参加の経緯・進捗

- 地域の包括支援センターから導入を打診され、まず試してみようという姿勢で参加を決定した
- 利用者の約3～4割が市内地域包括支援センターの担当ご利用者であり、連携の必要性を感じていた
- 導入前は明確なメリットを実感しにくかったが、伴走支援を受けながら手順に沿って導入を進めた
- 初回は連携先を4事業所に限定してスモールスタートし、翌月から13事業所に拡大した

② 導入時の流れと対応状況

Q システムの導入手順はどのように進めましたか？

A 担当者(管理者)のパソコン1台でシステムを導入しました。導入に際しては、伴走支援担当者や自社システムベンダーに確認しながら、手順書に沿って一つひとつ設定を進めました。特別に困ったことはなく、手順通りに進めることができました。

Q 連携先事業所との調整はどのように行いましたか？

A ワムネット上で連携可能な事業所を確認し、10月分の実績配布(訪問)のタイミングで、翌11月からケアプランデータ連携システムを開始する旨の案内文書を添付して事前周知しました。段階的に連携先を拡大し、開始初月は4事業所、翌月からは13事業所へと拡大しました。

💬 導入時に困ったこと・対応したこと

「包括からの提供票データに入力ミスが多く、修正・再送依頼が発生することがありました。」

「システム上では提供票の詳細内容を直接確認できないため、一旦自社システムに反映してから内容を確認する手順が必要でした。」

「ワムネット上では連携可能とされていた事業所が実際には連携できなかつたり、逆に掲載がない事業所が連携できたりするケースがありました。」

③ 導入後の変化 — 担当者インタビュー —

Q ケアプランデータ連携システムを導入して、業務はどのように変わりましたか？

A 実績データが自動的に反映されるため、紙を見ながら手入力する確認・照合作業が大幅に削減されました。
提供票の受け取りも電子化されたことで、包括との書類のやり取りがスムーズになりました。
入力確認の工数が減り、請求業務全体の効率が向上しています。

Q 導入後に感じた課題や改善してほしい点はありますか？

A 提供票の内容をシステム上で直接確認できない点は、改善が望まれます。
現状では一旦自社システムに取り込んだうえで内容を確認する必要があり、二度手間となるケースがあります。
また、連携先事業所が実際にシステムを運用しているかどうか、事前に確認できる仕組みがあると調整コストがさらに低減できると感じています。

Q 導入して良かったと感じていますか？

A 導入当初はメリットを実感しにくい部分もありましたが、運用が安定するにつれて業務効率化の恩恵を感じるようになりました。特に包括支援センターとの連携がスムーズになった点は大きなメリットです。
今後、さらに多くの事業所がシステムを導入・活用することで、地域全体の介護サービス連携が一層強化されることを期待しています。

④ 導入効果まとめ

▶ 導入効果まとめ

✓ 実績入力・確認作業の効率化	✓ 書類の電子化・ペーパーレス化
✓ 提供票受領手続きの簡略化	✓ 包括支援センターとの連携強化
✓ 手入力ミスリスクの低減	✓ スモールスタートによる段階的移行

■ 今後の展望

- 連携可能な事業所数の拡大により、地域全体での業務効率化が実現する。
- データ連携の標準化が進むことで、介護サービス全体の質向上・情報共有の円滑化が期待される。
- 伴走支援・研修体制の継続整備により、未導入事業所の参入を促進していくことが重要である。

事例 3

米子市内 訪問看護事業所

本事例は、米子市内の訪問看護事業所におけるケアプランデータ連携システムの導入経緯と導入後の効果を整理したものです。担当者へのインタビューをもとに、実際の導入手順・困難点・業務改善効果をご紹介します。

① 導入のきっかけ

■ 導入前の主な課題、事業参加の経緯・進捗

- 以前からシステムに関心はあったが、自力で導入設定を行うことに不安があり踏み出せずにいた
- 市の担当部署から、連携先となる居宅介護支援事業所の参加も多いことを聞き、背中を押された
- 自分たちだけで設定を行うことに不安があったため、伴走支援を受けられる今回の事業を機に参加を決めた
- 普段保険請求を行っているパソコンへ導入し、現在は3事業所との連携からスタートしている

② 導入時の流れと対応状況

Q システムの導入手順はどのように進めましたか？

A 普段、保険請求を行っているパソコン1台に導入しました。数年前から保管していた電子請求用のIDやパスワードを紛失していることが分かり、再取得の手続きに時間を要しました。しかし、伴走支援担当者に電子請求システム上での確認方法などを教わったことで、無事に設定を完了できました。

Q 連携先事業所との調整はどのように行いましたか？

A 11月に開催された見学会で同席した居宅介護支援事業所にその場で協力をお願いしました。また、別の件で電話連絡をした際にも「システムを導入したので、できればこちらでお願いします」と直接依頼し、運用を開始しました。

💬 導入時に困ったこと・対応したこと

「1台のパソコンだけで運用していますが、電子証明書の設定などは支援担当者に確認しながら進めたことで、大きなトラブルなく導入できました。」
「どの事業所がシステムで、どこがFAXなのかを間違えないよう、一目でわかるチェック表を自作して管理しています。」

③ 導入後の変化 — 担当者インタビュー —

Q ケアプランデータ連携システムを導入して、業務はどのように変わりましたか？

A これまではFAXが届くのを待つしかありませんでしたが、システムを入れたことで「自分からデータを取りに行ける」ようになり、情報の受け取りが主体的になりました。

Q 導入後に感じた課題や改善してほしい点はありますか？

A 使用している訪問看護ソフト(メディカル系)がまだシステムと連動していないため、現在は画面で見ながら手入力したり、プリントアウトしたりしています。今後、ソフト側の対応が進むことを期待しつつ、まずは今のやり方で活用していきたいです。

④ 導入効果まとめ

▶ 導入効果まとめ

✓ 受信待ち時間の解消と情報取得の能動化

✓ FAX受信に依存しない事務スケジュール

■ 今後の展望

→現在はFAXとの混在により確認作業が必要だが、将来的な「運用の一本化」による効率化を期待している。

→自社ソフト側の自動連動を待ちつつも、まずは現在の環境(画面確認による手入力)のできる限りの活用を継続し、データ連携の形に慣れていく。

※ 本事例は、米子市内の訪問看護事業所へのインタビュー結果をもとに整理したものです。
事業所名・個人名・所在地等の個人情報は掲載しておりません。

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

鳥取県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金の令和8年度交付申請
について(通知)

本県の高齢者保健福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記補助金について、鳥取県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金交付要綱(令和8年1月26日付第202500253900号)に基づき令和7年度事業を実施してきたところですが、このたび、令和8年度事業に係る交付申請の受付を開始しましたので通知します。本補助金の趣旨を御理解の上、介護従事者の賃金改善及び職場環境改善に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

- 1 補助金名 鳥取県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金
- 2 申請対象者
令和8年8月末までに賃金改善及び職場環境改善を実施(※)し、令和8年度に本補助金の交付を希望する介護サービス事業者等
※賃金改善及び職場環境改善の実施には介護従事者等への支払いを含む。
- 3 申請方法
法人ごとに事業所分を取りまとめの上、メールにて下記担当まで提出すること。
※交付申請書は県長寿社会課ホームページよりダウンロードしてください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/327081.htm>
- 4 申請期限 令和8年4月30日(木)
- 5 その他
令和7年度に交付を受けた介護サービス事業者等については、今回申請することはできません。

(担当) 介護人材確保・制度担当 福田
電話: 0857(26)7689
電子メール: fukudayuu@pref.tottori.lg.jp

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員は最大月額 **1.9万円** (※) 相当、
介護職員以外も月額 **1.0万円** (※) 相当を、
いずれも6か月分補助します。

**賃上げ
支援!**

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

申請時点では要件が揃って
いなくてもOK!

① まずは所在地の **都道府県** に届け出ましょう!

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

② 補助金額に相当する **職員の賃金改善** を行いましょう!

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うこともご確認ください。

③ 以下の **生産性向上等に係る取組の1つ** を行いましょう!

※処遇改善加算を未取得の場合は、以下の取組に加え、処遇改善加算の取得も必要です。

訪問、通所サービス等は

- ケアプランデータ連携システムへの加入

加入のご相談はこちら



施設サービス等は

- 生産性向上推進体制加算の取得

取得要件等はこちら



④ 都道府県の定める期限までに **実績報告** をしましょう!

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

専用コールセンター

050-3733-0222
受付時間:9:00~18:00(土日・祝日含む)

賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう!
<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>



介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員以外の職員にも
月額 **1.0万円** (※) 相当を、
6か月分補助します。

対象拡大!

- ・訪問看護
- ・居宅介護支援
- ・訪問リハ
- ・介護予防支援

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

申請時点では要件が揃って
いなくてもOK!

① **まずは所在地の 都道府県 に届け出ましょう!**

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

② **補助金額に相当する 職員の賃金改善 を行いましょう!**

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

以下の

③ **生産性向上等に係る取組のいずれかを行いましょう!**

ケアプランデータ連携システムへの加入

加入のご相談はこちら



- 処遇改善加算IVに準ずる要件
- ※任用要件・賃金体系の整備、研修等の実施、職場環境等要件



④ **都道府県の定める期限までに 実績報告 をしましょう!**

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

専用コールセンター

050-3733-0222
受付時間: 9:00~18:00(土日・祝日含む)

賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう!
<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>



介護職員等処遇改善加算について (令和8年度改正のポイント)

令和8年度改正のポイント

令和8年度から以下について拡充されます。

- ① 処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従業者に拡大（加算率の引き上げ）
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
- ③ 処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設。

★令和8年6月施行予定

令和8年度改定による取得要件（案）の整理



注) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。

(※) 令和7年度補正予算による生産性向上や協働化の取組（現時点の想定）

ア) 訪問、通所サービス等；ケアプランデータ連携システムに加入（又は見込み）等。

イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等；生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（又は見込み）等。

専門家による個別相談のご案内

専門家（社会保険労務士）が事業所に直接訪問し、制度概要の説明から相談アドバイスを事業所の状況に合わせて実施

(※) 県が介護労働安定センター鳥取支部に委託実施

<問い合わせ先>
公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部

TEL : 0857-21-6571 FAX:0857-21-6572

外部リンク 鳥取県労働政策課「労働時間等処遇改善の取組支援センター」

介護職員等処遇改善加算

専門家による個別相談のご案内

専門家（社会保険労務士）が事業所に直接訪問し、制度概要の説明から相談アドバイスを事業所の状況に合わせて実施

相談回数・時間

1事業所あたり最大3回程度訪問
1回の費用 30分程度

相談費用

無料

相談内容例

- ・加算の概要がわからない。
- ・誰にどの部分をつけられるかわからない。
- ・職歴・資格要件の取り扱いは？
- ・設置規則、調査票の記入方法。
- ・無償のない定期昇給の仕組み作り。

※ 雇用形態、コンプライアンスの取組が求められる。資料費（パソコンなど）は別途ご用意ください。

処遇改善加算の取得、上位加算へステップしましょう！！



公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部 TEL:0857-21-6571 FAX:0857-21-6572

鳥取県における中山間地域 訪問介護の課題

- 利用者宅への距離が遠い
- 報酬単価の低い生活援助利用者が多い
- 冬季のショートステイ移行等による利用者数の季節変動が大きい 等のため、

課題

- 収益の安定確保が困難 ●訪問介護事業所が減少
- 事業を行っている事業所も事業存続が困難化

⇒◎高齢者の在宅生活を支える訪問介護事業を安定的に提供
◎市町村と協調して、在宅介護ができる体制を維持



(本県内の訪問介護事業者数)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市部	87	92	96	105	107	107	105
郡部	26	26	26	24	23	23	23
(計)	113	118	122	129	130	130	128

R3～、R6拡充：訪問介護サービス緊急支援事業

★事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費を市町村が支援した額に対して、県が補助(1/2)を行う。
(R3:創設→R6:対象拡大、支援額を増)

実績	R3	R4	R5	R6	R7
(千円)	2町 1,000	4町 1,450	5町 2,192	4町 3,868	6町 5,092

※R7は見込

＜補助対象＞ 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域内に訪問介護サービス事業所が2か所以下しかない市町村
※従来は1市町村に1事業所しかない場合
＜補助対象経費＞ 事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費に対して市町村が支援した額
＜補助率＞ 1/2、
1事業所あたり上限100万円

R6～：既存の訪問介護事業所の継続支援（人員の柔軟な活用）

収益が不安定となる例

山間地の利用者が、冬季にショートステイ等に移行し収益が減少。ただ冬季が過ぎれば利用者は戻ってくるため人員をすぐに減らすことはできず、指定基準上も最低限確保すべき人員数は必須。基準上の最低人員は、訪問介護以外の業務に従事できない。

★市町村が定める「基準該当サービス」に登録して人員基準を緩和した上で、余剰人員となっている従業者をショートステイ等に派遣する等の人材の有効活用に取り組む事業者に対し、必要な人件費の一部を支援する仕組み
※派遣元と派遣先の人件費の差や派遣料等による経費増が想定されるため。

■ ショートステイ（短期入所）

- 冬季の利用者のショートステイ移行により負担増。利用者の増加は冬季限定のため、追加人員の確保が困難。
- 利用者の状況や事情を把握している訪問介護事業所の職員を活用することで、より充実したサービス提供が可能となる。



利用者が移行



余剰人員を派遣

■ 訪問介護事業所

- 基準該当サービス事業者になることで、余剰人員を訪問介護事業以外の業務に従事させることが可能。
- 派遣料等の新たな収入を得ることも可能。

<補助対象> 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域内に訪問介護サービス事業所が2か所以下しかない市町村
<補助対象経費> 時期的な繁閑に応じて人員の柔軟な活用を行う事業所に対し、派遣職員等の人件費の一部を市町村が支援する額
<補助率> 1/2、1事業所当たり上限100万円

- 同一法人内の事業所間での人員派遣に係る人件費にも活用可能
- 派遣する職員の社会保険料（事業所負担分）も補助対象になります！

目的

訪問介護事業所が存在しない、または不足している地域に所在する通所介護事業所に対して、役割の多機能化(訪問機能の追加)を支援することで、安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保を図る。

事業の概要

訪問介護事業所が存在しない、または不足している地域に所在する通所介護事業所の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、訪問機能の導入に向けた初期費用の助成、導入後の一定期間の支援を行う。

＜補助対象＞

- ・訪問機能追加に必要な初期費用（備品購入費、広告費等）
- ・経営安定までの定額補助費用

＜補助の対象＞

訪問介護事業所が1か所もない、または必要なサービス提供が困難な状況（訪問回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する、**通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所**

＜補助率＞10/10

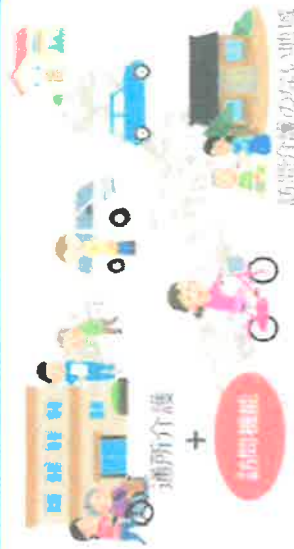
＜1事業所当たりの上限＞

①訪問機能に必要な初期費用150万円

②訪問機能導入から一定期間の定額補助

訪問1回当たり1,000円（訪問回数が300回/月に達するまで（訪問事業開始から6カ月上限））

※①と②を同時に申請することも可能



令和8年度社会福祉施設経営法人連絡会

子ども家庭部
子育て王国課

令和8年4月23日



行政説明資料

子ども家庭部 子育て王国課

令和8年度に予定している新たな事業内容等について

取組

内容

(新規)

こども誰でも通園制度の本格実施（4月～）

- ・令和8年度から、県内全ての市町村でこども誰でも通園制度がスタートする。
- ・県内の保育所など56施設（R8.1現在）で利用可能。
（対象）保育所等に通っていない6カ月から満3歳未満のこども
（利用料）1時間300円程度
（利用時間）月10時間まで

(新規)

初任保育者フォローアップ研修（5月～12月）

- ・県内の保育士の質の向上に繋げるため、保育所等に正規職員として勤務する採用後3～5年目程度の保育士等を対象とした研修を新たに実施。
- ・保育者として必要な基礎的素養・指導技術を広く習得し、実践的な指導力を密にけるとともに、園組織の一員としての自覚を高める。
- ・研修は鳥取大学に委託し、受講生は鳥取大学において研修生として研修を受講する。

(新規)

地域限定保育士試験（7月募集開始予定）

- ・県内の保育人材を確保するため、令和8年度から新たに、鳥取県において地域限定保育士試験を実施する。
- ・現在試験実施について国へ認定申請中。4月下旬には国の認定が下りる予定。

(新規)

こども性暴力防止法の施行（12月25日）

- ＜事業者に求められること＞
- ・日頃からこどもを性暴力から守る環境整備等
- ・こどもと接する業務に就く者については、性犯罪前科の有無の確認
- ・性暴力があるおそれがある場合、こどもと接する業務に就かせない など
- ※義務対象事業者（保育所等設置者）は、4月末までにGビズIDの取得が必須

(新規)

経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設

- ・毎事業年度終了後5か月以内に経営情報等の報告を行う必要があるところ、当該取組を行っていない施設・事業所については基本分単価の減算を行うこととし、令和8年7月から適用する。



子どもも誰でも通園制度

令和8年度から、全ての市町村で子ども誰でも通園制度がスタートします！
県内の保育所など56施設（R8.1現在）で利用可能です。

利用者向けフリーフレット

子どもも誰でも通園制度

子ども誰でも通園制度とは？

全ての子どもが保育所を利用し、子どもの良質な保育環境を確保するとともに、

全ての子育て家庭に対して、**働きやすさ**と**子育ての負担軽減**を目的とした取り組みを行います。

子育ての負担軽減を強化するため創設された**新たな通園制度**です。

対象者

- ・保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・**月10時間の枠内で**

時間単位で柔軟に利用可能



・利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

子どもも誰でも通園制度

つうえんポータル

申請受付開始 2026年●月●日

※利用所種に通っていない
0歳6ヶ月～**3歳未満**が
対象

子ども誰でも通園制度とは？

月10時間までの範囲で
時間単位で利用が可能

1時間●●●枠で
利用可能

—— 利用方法 ——

1 利用申請

お近くの2次元コードを読み込み、つうえんポータルにアクセスし、その画面にてお住まいの自治体を選択し、利用申請をしてください。

2 パスワード設定

① 利用の通園先を登録すると「アカウント発行のお知らせ」のメールが届きます。メール内に記載されているURLをクリックし、パスワードが自動申請されます。

② その他、もしも1通バスカード利用の場合は、案内どおり自分のメールアドレスを入力し、メールアドレスに紐付けされているURLをクリックし、パスワードを自分で設定してください。

3 ログイン

バスカードのIDカードが完了すると、その画面からそのままログインすることができます。

そのほか、1通から、ログイン画面にアクセスすることもできます。

4 利用開始

ログイン後、希望する通園先を選択し、利用開始の手続きをしてください。

つうえんポータル

初任保育者フォローアップ研修

令和8年度から新たに、初任保育者を対象とした研修を実施します。

▶ 研修の目的

保育現場において、特別な配慮や支援を必要とする子どもの増加や保護者への適切な対応や、子ども一人一人に応じたきめ細やかな保育、幼児教育の実践も求められており、保育士等の資質・専門性の向上の機会の確保・充実を図る必要があるため、保育者として必要な基礎的素養・指導技術を広く習得し、実践的な指導力を身に付けるため本研修を実施する。

▶ 研修対象者

保育所等に正規職員として勤務する採用後3～5年目程度の保育士、幼稚園教諭、保育教諭

▶ 研修カリキュラム

専門講義、事例研究、情報交換、最終レポート作成

- 大学教員による専門講義を受講し、初任保育者が保育指導等に関して日ごろ抱える課題や問題点を相互に情報交換し、教員の指導を受けながら解決のヒントを得て改善に繋げる。
- 研修全体を通じたまとめと自身の業務を振り返り、今後における方についてレポート作成する。

▶ 研修スケジュール

5月20日開講、12月までに2月に1回程度、計5回開催、各回2～4時間程度

鳥取大学の教授陣を講師とする保育の質の向上に資する有意義な研修です！
ぜひご参加ください！ ★★4/30まで募集中です 定員20名程度★★★



地域限定保育士制度

令和8年度後期試験から、鳥取県で地域限定保育士試験がはじまります。

▶ 地域限定保育士試験とは？

通常の保育士試験と共通の筆記試験を合格し、鳥取県が実施する保育実技講習会の受講を修了することで、**実技試験が免除！**

合格者は、地域限定保育士登録後3年間は鳥取県内でのみ保育士として働ける
⇒登録後3年を経過し、1年以上の勤務経験（1,440時間以上）を積むことで、4年目以降全国で働ける通常の保育士登録が可能

▶ 保育実技講習会ってどんなことをするの？

「音楽」「造形」「言語」の実技を学ぶ講座と保育所等での実習で修了（5日間計27時間）

▶ 受験手数料の助成

地域限定保育士試験を受験した方に対し、受験手数料**12,700円を全額補助！**

※県内保育施設等で勤務する方限定

▶ 令和8年度スケジュール

【筆記試験】令和8年10月24日（土）、25日（日）

（※通常の保育士試験（後期）と同日程・同問題）

【保育実技講習会】令和8年12月5～9日の5日間を予定

【受験申請方法・受付期間】別途お知らせ（鳥取県HPに随時掲載予定）



子育て支援員や保育補助者の方等の積極的な受験をお待ちしています！！

子ども性暴力防止法

子ども性暴力防止法は、令和8年12月25日から施行されます。施行に向けた事前準備等についてご確認をお願いします。

▶ 4月末までに対応が必要なこと(GビズIDの取得)

法が施行されると、法に基づく全ての事務手続は、「子ども性暴力防止法関連システム(仮称)」を通じて行うこととなります。この際、法の対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「GビズID」を用いてシステムにログインすることが求められます。

「学校設置者等」(義務対象事業者)については、施行日から直ちに犯罪事実確認の手続を行うことができる必要があります。学校設置者等は、**令和8年4月末頃までに確実にGビズIDを取得した上で、令和8年4月から7月の指定期間中に、子ども家庭庁にGビズIDを含む事業者情報を事前登録する必要があります。**

※令和8年2月18日付で依頼していますので、手続きのご確認をお願いします。

▶ 事業者向け説明会(アーカイブ配信中)

- ・令和8年2月13日に開催された事業者向けオンライン説明会の内容が公開されています。当日ご参加いただけなかった事業者の皆さまは、ぜひご視聴ください。
⇒『子ども家庭庁 子ども性暴力防止 事業者向け説明会』で検索

子ども家庭庁では、子ども性暴力防止法に関して、説明動画や各種資料をホームページで公開しています。ホームページをご確認いただき、積極的な情報収集と、円滑な法施行にご協力をお願いします。

⇒『子ども家庭庁 子ども性暴力防止法』で検索



こども性暴力防止法の概要について



【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、**対象事業・業務を規定。**

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置

- ・ 職務振替のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(第4条第1項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等)
- ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ 研修(第8条第1項)

2 被害が疑われる場合の対応

- ・ 調査(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等)

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科者の場合、与えられた期間の下で、**④の措置**を実施、**⑤の措置**を講ずる。

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条第1項等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条第1項)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条第1項)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第13条第2項)
- ・ 情報の秘密保持義務(第13条第3項)

再犯防止対策

3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
- ・ 学校設置者等の現職者
 - 施行から3年以内(第4条第3項)
 - 民間教育保育等事業者の従事者
 - 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

防止措置

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

子ども性暴力防止法

義務対象事業者

子ども性暴力防止法の施行までに必要な対応

子ども性暴力防止法
子ども家庭庁

令和8(2026)

※1 各項目の方向・参考資料については別紙1を参照。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国からの周知資料等	ガイドライン (1月9日)	まとめ登録 マニュアル	研修教材 周知啓発資料 報告・対応ルールひな型	事務手順マニュアル								法施行 (12月25日)
システム登録	<input type="checkbox"/> GBSID取得 [4月末まで] (法人・運営者等で取得)											
犯罪事実確認・防止措置	<input type="checkbox"/> 制度についての従事者等への周知 (犯罪事実確認の対象になる旨など) <input type="checkbox"/> 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定 <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し (不適切な行為の範囲、懲戒事由等)、採用募集要項等の見直し ※2 詳細は別紙2 参照 <input type="checkbox"/> 採用過程での性犯罪前科の事前確認 ※2 詳細は別紙2 参照											
安全確保措置	<input type="checkbox"/> 体制整備 (相談窓口設置・周知等) <input type="checkbox"/> 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知 [ひな型公表後速やかに] <input type="checkbox"/> 従事者向け研修の計画策定・実施 (教材の公表後速やかに) <input type="checkbox"/> 児童等・保護者向け周知・啓発 (資料の公表後速やかに)											
情報管理措置	<input type="checkbox"/> 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備 <input type="checkbox"/> 情報管理担当者向け研修の実施 [教材の公表後速やかに]											
その他	<input type="checkbox"/> (委託・指定管理等を行っている場合) 役割分担の検討 <input type="checkbox"/> 事業者向け研修の受講 [教材の公表後速やかに]											

事業者情報登録 (指定の期限まで)
(施設・事業所から所轄庁に登録)

権限設定

国からの確認に対応
[必要に応じて随時]
権限設定準備
[12月上旬まで]



今後の法施行までのスケジュール



こどもみんなが
こども家庭庁

今後の法施行までのスケジュールについて

令和8(2026)

12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

▲ ガイドライン
策定

▲ マニュアル・研修教材
公表（予定）

▲ 法施行
(12月25日)

国における対応
(関係府省庁で
協力して実施)

マニュアル・
研修教材の作成

周知・広報

システム開発

・ 全国説明会の開催
・ 国民・事業者向けの普及・啓発動画の周知
・ ポスター・リーフレット等の作成・周知
・ 周知・啓発イベントの開催 等

<事業者における準備事項>

犯罪事実確認
防止措置

安全確保措置
等

・ 制度開始についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）
・ 対象従事者の範囲の検討・確定
・ 採用過程での性犯罪前科の事前確認
・ 性暴力、不適切な行為等の範囲の検討、服従規律への位置付け 等

・ 義務対象事業者のシステム一括登録準備（GビズID取得など）
※R8. 4末までに

・ 環境・体制整備（相談窓口設置、研修、規程の整備等）
・ 認定申請の準備 等

令和8年度社会福祉施設経営法人連絡会

子ども家庭部
家庭支援課

令和8年4月23日

行政説明資料

子ども家庭部家庭支援課児童養護・DV室

令和8年度に予定している新たな事業内容等について

取組内容	内容
<p>(拡充) 委託一時保護の単県上乗せの単価アップ</p>	<p>委託一時保護における単県上乗せ分の単価6,990円を8,200円に変更（委託費請求に係る算出式も一部見直し）</p>
<p>(拡充) 児童養護施設の児童生徒に対する習い事等支援事業</p>	<p>未就学児童の習い事等に関する経費にも対象を拡大。</p>
<p>(拡充) こどもの権利擁護を図る県版アドボカシー推進事業</p>	<p>県版アドボカシー事業の一部（アドボカイト派遣、養成研修、アドボカイトへのスーパーバイズなど）民間団体に委託して実施する。</p>
<p>(新規) こどもの自死予防対策事業</p>	<p>こどもの自死予防に関する事務を子ども家庭部が所管。自死予防に関する職種別の研修会等を開催。</p>
<p>(新規) 児童福祉施設等職員安全対策強化事業</p>	<p>防犯カメラや緊急通報装置等の施設の防犯上必要な機器又は通話録音装置等のカスタマーハラスメント対策に必要な機器等の購入費用を補助する。 ※補助上限額：50,000円（補助率：県1/2）</p>
<p>(拡充) 児童相談所体制強化に関する取組</p>	<p>児童相談所が行う援助方針会議等に、定期的に外部の専門家に参加いただき、スーパーバイズを受ける体制を整備する。</p>

新たな制度の概要

＜共同親権について＞ ※令和8年4月1日施行

- 父母が、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもを養育する責務を負うことなどが明確化
- 父母の離婚後の親権者の定めを選択肢が広がり、離婚後の父母双方を親権者と定めることができる
- 父母双方が親権者である場合の親権の行使方法のルールを明確化
- ①親権は、父母が共同して実施。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他方が行う。
- ②次のような場合は、親権の単独行使ができます。
 - 監護教育に関する日常の行為をするとき
 - 子どもの利益のため急迫の事情があるとき
- ③特定の事項について、家庭裁判所の手続で親権行使者を定めることができる。 など

＜一時保護委託の登録制度について＞ ※令和8年10月1日施行

- 2
- 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。
 - 当該登録を受けた者をも性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
 - 登録基準は、国の規則に基づき、都道府県が条例で定める。
※現在、国の規則（案）について、パブリックコメント中

＜子どもの性暴力防止法について＞ ※令和8年12月25日施行

＜事業者に求められること＞

- 日頃から子どもを性暴力から守る環境整備等
 - 子どもと接する業務に就く者については、性犯罪前科の有無の確認
 - 性暴力があるおそれがある場合、子どもと接する業務に就かせない など
- ※乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童相談所一時保護施設などは、義務規定として、この法律が適用される。

※内閣府令やガイドライン等の具体策について、地方公共団体、公立（児童福祉施設、学校等）及び民間（学習塾、スポーツクラブ等）の教育保育等事業者等が法施行に向けた対策・対応を検討するセミナーを開催予定。

